

目次

第一章	前言	3
一、	研究動機	3
二、	研究方法	3
第二章	日本營業秘密保護制度介紹	5
一、	日本營業秘密保護制度之發展沿革	5
二、	不正競爭防止法之規範內容	7
三、	營業秘密之於日本智慧財產法制之體系定位	14
第三章	日本營業秘密相關刑事判決	19
一、	不正競爭防止法導入刑罰制裁以前	19
(一)	大日本印刷產業事件.....	19
(二)	鐘淵化學產業事件.....	21
(三)	東洋レーヨン產業事件.....	22
(四)	新藥產業事件.....	27
(五)	新潟鐵工事件.....	30
(六)	綜合コンピューター事件.....	32
二、	不正競爭防止法導入刑罰制裁以後	34
(一)	新日鐵住金事件.....	34
(二)	ベネッセ事件.....	35
三、	小結—「資訊」作為犯罪客體之特性	39
(一)	資訊的非移轉性.....	39
(二)	不法所有意圖之欠缺.....	40
(三)	侵害整體利益之證明.....	41
第四章	偵辦營業秘密案件之前提認知	43
一、	「營業秘密・資訊・無體物」等概念掌握	43
二、	智慧財產體系之觀念具備	44
三、	培養國際性視野以拉高偵辦視角	46
第五章	日本營業秘密案件之特別程序規定	49
一、	日本一般刑事審理程序	49
二、	「秘匿措置制度」之介紹	51
第六章	結論	53

第一章 前言

一、研究動機

作者在擔任公訴檢察官期間，有幸參與宏達電國際電子服務有限公司(下稱：HTC 公司)「內鬼」案之蒞庭工作，該案可謂國內起訴妨害營業秘密案件之代表性個案，其行為事實大抵係時任 HTC 公司工業設計部副總經理之被告，為自立門戶而在大陸地區找尋合作夥伴，進而在大陸地區對潛在合作夥伴進行簡報時，將 HTC 公司主張為營業秘密之手機介面技術洩漏之。作者雖實際參與該案公訴蒞庭之次數有限，惟仍有感於我國司法實務對於審理妨害營業秘密案件之生澀，尤其案情常又牽涉高科技資訊領域，以致承審之受命法官須漫長時間以充分消化卷證，不可避免地延緩審理進度，截至作者回任偵查檢察官為止，該案猶仍停留在準備程序階段，迄今更猶未宣判。嗣作者在擔任智慧財產專組之偵查檢察官期間，更有感於偵辦營業秘密案件之棘手，不僅營業秘密概念本身抽象而飄渺，構成要件行為態樣更與普通刑法構成要件之風貌迥然不同，加以告訴人所主張之相關營業秘密通常均以數位化方式存取，證據蒐集須特別顧及數位證據之特性，舉凡蒐證時之查扣作業或蒐證後之數位鑑識、解讀作業，均增添蒐證難度。因此，面對營業秘密案件之承辦，往往甚感棘手。此外，妨害營業秘密案件之個案背後，實牽涉告訴人公司資產與被告員工職業自由間之權利衝突，固有論者謂營業秘密犯罪猶如對科技業之慢性謀殺，惟就被告員工立場而言，人往高處爬就如同水往低處流之道理般，何錯之有？當員工奉獻畢生所學為公司創造獨門 know-how 後，卻發現在待遇或升遷上並未符期待而選擇離開時，何以其靠原本一技之長另謀高就之自由必須遭受限制、甚或暫時剝奪？果若公司至少在待遇方面更善待員工，則會否改變員工離職心意？易言之，勞資雙方合力開發之 know-how 既均約定歸屬公司，則營收所獲盈餘，在資方與勞方間之分配是否公平？此外，資方主張離職員工若選擇跳巢至對岸公司者將形同「帶槍投靠」，會直接影響國家安全，因此，疾呼執法單位應責無旁貸地加強執法密度並加重處罰。惟當資方高層與對岸公司密談併購、相互入股遭媒體披露之新聞亦屢見不鮮，此時相關營業秘密之轉移，何以即不影響國家安全？凡此，均是在偵辦營業秘密案件時，在腦海中不斷浮現的問題思索。從而，身為一位檢察官，處理營業秘密案件實動見觀瞻，自當以更宏觀的視野來理解此一領域，方能在個案承辦中，更細緻而妥適地形成心證。觀鄰國日本針對妨害營業秘密行為導入刑罰制裁之時點較我國為早，早先更已透過侵害營業秘密之民事事件累積足供刑事領域參考之資料，故就是類案件而言，確實值得我國司法偵、審實務借鏡、取材。

二、研究方法

國內雖不乏就日本營業秘密刑事法制加以介紹之文獻，然大多聚焦於立法沿革及條文文義之釋明¹，顯少真正觸及個案刑事司法判決內容之介紹者，甚有國內論者觀察日本法院實務引用營業秘密刑罰規定所作成之判決，發現截至 2011 年為止只有 1 件之情況²。因此，本於為國內提供更多面向參考素材的想法，本研究報告的研究方法將側重於針對日本司法實務就營業秘密案件所作成之代表性判決進行介紹，藉由判決的字裡行間了解妨害營業秘密行為如何認定事實？其進而與相關構成要件進行涵攝時所應考量的關鍵點何在？又日本於 2003 年修正「不正競爭防止法」時，始將妨害營業秘密行為導入刑罰制裁，則在此之前日本司法實務針對不正取得、洩漏或使用工商秘密之行為，又是如何形成判決？所賴以認定事實之證據、所據以適用法律之罪名為何？亦是非常值得關注。蓋透過這些上世紀的各該代表性判決內容之論述，適足以了解今日「不正競爭防止法」就營業秘密保護之所由設？何以今日妨害營業秘密構成要件相較於普通刑法構成要件會有如此不同之面貌？甚而遭認有逸脫刑法行為理論之嫌？甚或讓檢察官就是類案件之舉證困難重重？本研究報告將透過這些老判決的脈絡來試圖揭開營業秘密的神秘面紗，期能為當代檢察官偵辦營業秘密案件提供一斬新視角。

¹ 駱玉蓉，日本營業秘密保護的推動沿革及法制趨勢，《科技法律透析》，2016 年 1 月，28 卷 1 期，22-28 頁。

² 林明誼，日本法制對於營業秘密之保護，《檢協會訊》，2017 年 11 月，113 期，10 頁。

第二章 日本營業秘密保護制度介紹

目 次

- 一、日本營業秘密保護制度之發展沿革
- 二、不正競爭防止法之規範內容
- 三、營業秘密之於日本智慧財產法制之體系定位

一、日本營業秘密保護制度之發展沿革

戰後日本於 1965 年至 1985 年代邁向經濟高度成長期，此時產業間諜事件頻傳，遂於 1974 年所提出之刑法修正草案中，草擬洩漏企業秘密之罪責，惟因批判聲浪過大，最終並未通過生效。1989 年起，關稅貿易總協定談判前，國際間要求保護營業秘密的趨勢轉強，日本政府對智慧財產權的保護意識逐漸抬頭。1991 年修正舊「不正競爭防止法」³，將涉及營業秘密之不正行為納為「不正競爭」之行為類型，開啟對營業秘密侵害行為得以主張侵害防止、除去請求權及損害賠償等民事保護措施之濫觴⁴。1993 年又針對舊「不正競爭防止法」進行全盤修正，除將舊式片假名文義變更為新式平假名文義外，特於條文中揭櫫本法之立法目的，並整理「不正競爭」之行為類型，另增定損害額推定之規定⁵。而面對產業外移、人才流動的全球發展趨勢，隨之而來造成各國企業內部技術外洩之風險增高，美國率先於 1996 年以聯邦之層級制定「商業間諜法」⁶，對於妨害營業秘密之行為人課予刑責，而日本產業界亦苦於向來本國企業所具備之優越技術遭國內、外競爭廠商竊取、利用之事件層出不窮，2002 年時任首相之小泉純一郎遂提出「智財立國」之施政方針，旋於同年 3 月於首相官邸內召開「知的財產戰略會議」，會後於同年 7 月推出「知的財產戰略大綱」，並制定「知的財產基本法」⁷。2003 年 3 月即依「知的財產基本法」第 24 條規定，在首相官邸組織下設立「知的財產戰略本部」，負責制定及推動實施「知的財產推進計畫」，作為經濟產業省（相當於我國經濟部）擬定相關政策之依歸，緊接著經濟產業省即於同年策定、公布「營業秘密管理指針」，負責要求企業依此管理指針落實企業內部營業秘密之保護措施。而為了實施前開「知的財產戰略大綱」，於 2003 年修正「不正競爭防止法」時，即將妨害營業秘密之行為導入刑罰之制裁，並強化民事保護措施⁸。而截至今

³ 昭和 13（1938）年 8 月 1 日法律第 2 號。

⁴ 平成 2（1990）年 6 月 15 日法律第 66 號。

⁵ 平成 5（1993）年 5 月 19 日法律第 47 號。

⁶ The Economic Espionage Act: 18 U.S.C. §§ 1831-1839 (1996).

⁷ 平成 14（2002）年法律第 122 號。

⁸ 平成 15（2003）年 5 月 23 日法律第 46 號。

日，「知的財產戰略本部」所負責制定之「知的財產推進計畫」，每年度都會提出新版本，擬定新年度之重點事項，並追蹤過去年度持續所在推動之項目，最新「知的財產推進計畫 2018」已於今年 6 月 12 日提出並公告於首相官邸之官方網站內⁹。又經濟產業省所策定、公布之「營業秘密管理指針」，亦已歷經「營業秘密管理指針 2005」、「營業秘密管理指針 2010」及「營業秘密管理指針 2011」等多次修正，目前最新修正版本為 2015 年 1 月 28 日發行之「營業秘密管理指針 2015」，並公告於經濟產業省之官方網站內¹⁰。而經濟產業省為有效推動企業依營業秘密管理指針落實營業秘密之保護，相關業務之推動尚委由「工業所有權情報・研修館（INPIT）¹¹」、「獨立行政法人情報處理推進機構（IPA）¹²」及「日本貿易振興機構（JETRO）¹³」等外部獨立法人。亦即：「工業所有權情報・研修館（INPIT）」負責主掌智慧財產權研討會、專利商標檢索資料庫管理及營業秘密入口網站即「營業秘密・知財戰略」¹⁴；「獨立行政法人情報處理推進機構（IPA）」則負責提供營業秘密管理之導引手冊及線上學習服務等；「日本貿易振興機構（JETRO）」主要在協助海外日本企業，並在全球各主要商業據點設有辦公室，定期在日本國內或海外各據點舉辦研討會或發布有關智慧財產之調查報告。甚且，鑑於「營業秘密管理指針」之相關文字說明恐過於艱澀，經濟產業省於 2016 年另推出「秘密情報保護手冊（秘密情報の保護ハンドブック）¹⁵」，以更淺顯易懂的文字、圖片說明，協助企業更容易落實營業秘密之保護¹⁶。

⁹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>。

¹⁰ http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/secdoc/contents/seccontents_000012.html。

¹¹ 「獨立行政法人工業所有權情報・研修館（National Center for Industrial Property Information and Training, INPIT）」，乃經濟產業省所管理之獨立行政法人，前身為「工業所有權綜合情報館」，於 2001 年獨立行政法人化，2004 年改名為目前名稱。

¹² 「獨立行政法人情報處理推進機構（Information-technology Promotion Agency, IPA）」，乃經濟產業省所管理之獨立行政法人，前身為「情報處理振興事業協會」，於 2004 年獨立行政法人化並改制為目前組織。

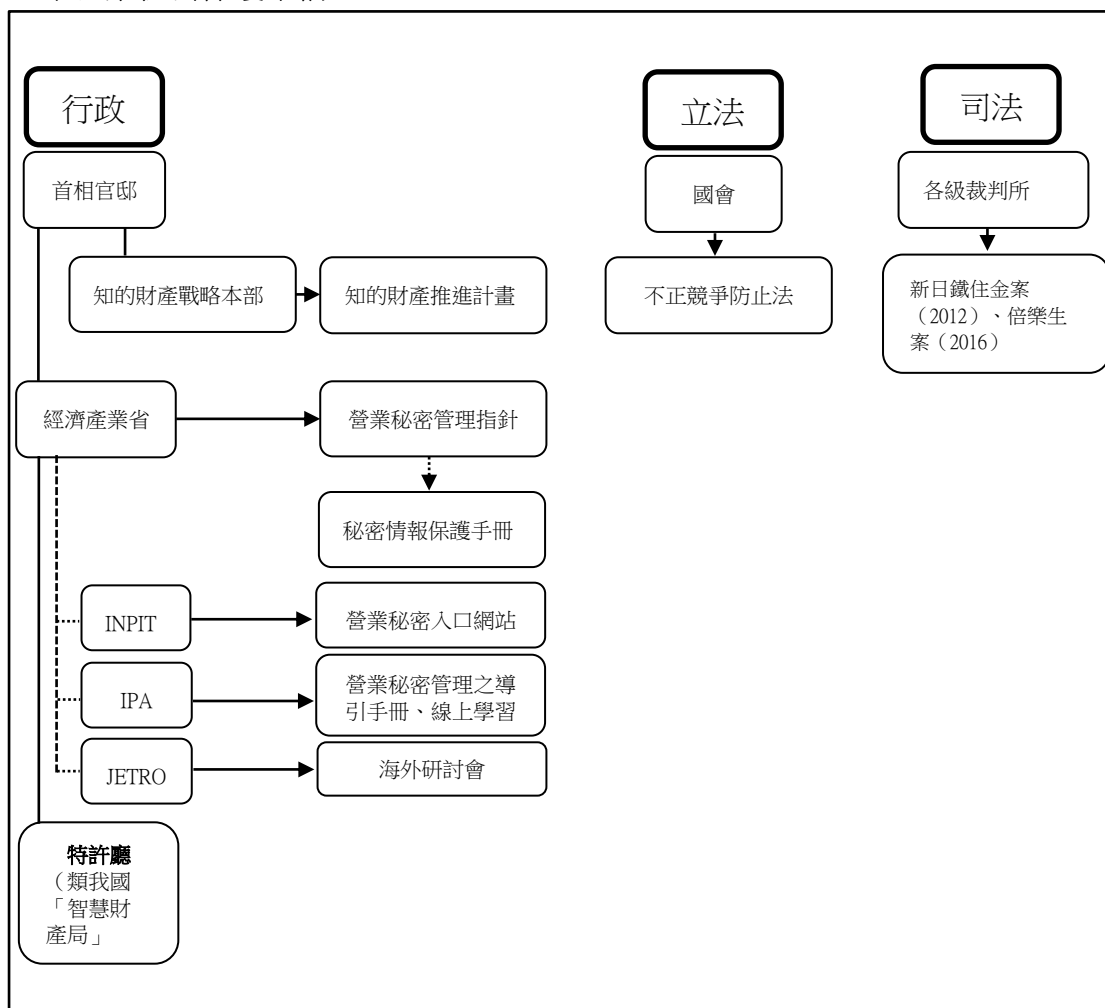
¹³ 「獨立行政法人日本貿易振興機構（External Trade Organization, JETRO）」，乃經濟產業省所管理之獨立行政法人，前身為「日本貿易振興會」，於 2003 年獨立行政法人化並改制為目前組織。

¹⁴ <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>。

¹⁵ <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook>。

¹⁶ 駱玉蓉，日本營業秘密保護的推動沿革及法制趨勢，《科技法律透析》，2016 年 1 月，28 卷 1 期，22-28 頁；駱玉蓉，日本營業秘密保護的相關政策及配套推動作法，《科技法律透析》，2016 年 4 月，28 卷 4 期，18-24 頁。

日本營業秘密保護架構：



二、不正競爭防止法之規範內容

另就法制面而言，自 2003 年修正「不正競爭防止法」將妨害營業秘密之行為導入刑罰之制裁後，嗣為強化營業秘密保護遂又陸續進行修正，亦即：2005 年納入國外犯及離職者之處罰，並導入法人處罰之規定¹⁷；2006 年提高妨害營業秘密罪之法定刑上限，由原先之「有期徒刑 5 年以下或 500 萬日圓以下罰金」提高為「有期徒刑 10 年以下或 1,000 萬日圓以下罰金」¹⁸；2009 年擴大妨害營業秘密罪之主、客觀構成要件，將主觀構成要件由「意圖為不當競業及其他不正利益之目的」擴充為「意圖為不正利益之目的」，另將客觀構成要件行為由原先之「使用、開示」等行為態樣擴充為「使用、開示或領得」等行為態樣¹⁹；2011 年之修正則適度緩和營業秘密事件審理公開之必要性，導入所謂「秘匿措置制度」，使在涉及妨害營業秘密罪之刑事審理程序中，能確保系爭標的之秘密性，以免對被

¹⁷ 平成 17 (2005) 年 6 月 29 日法律第 75 號。

¹⁸ 平成 18 (2006) 年 6 月 7 日法律第 55 號。

¹⁹ 平成 21 (2009) 年 4 月 30 日法律第 30 號。

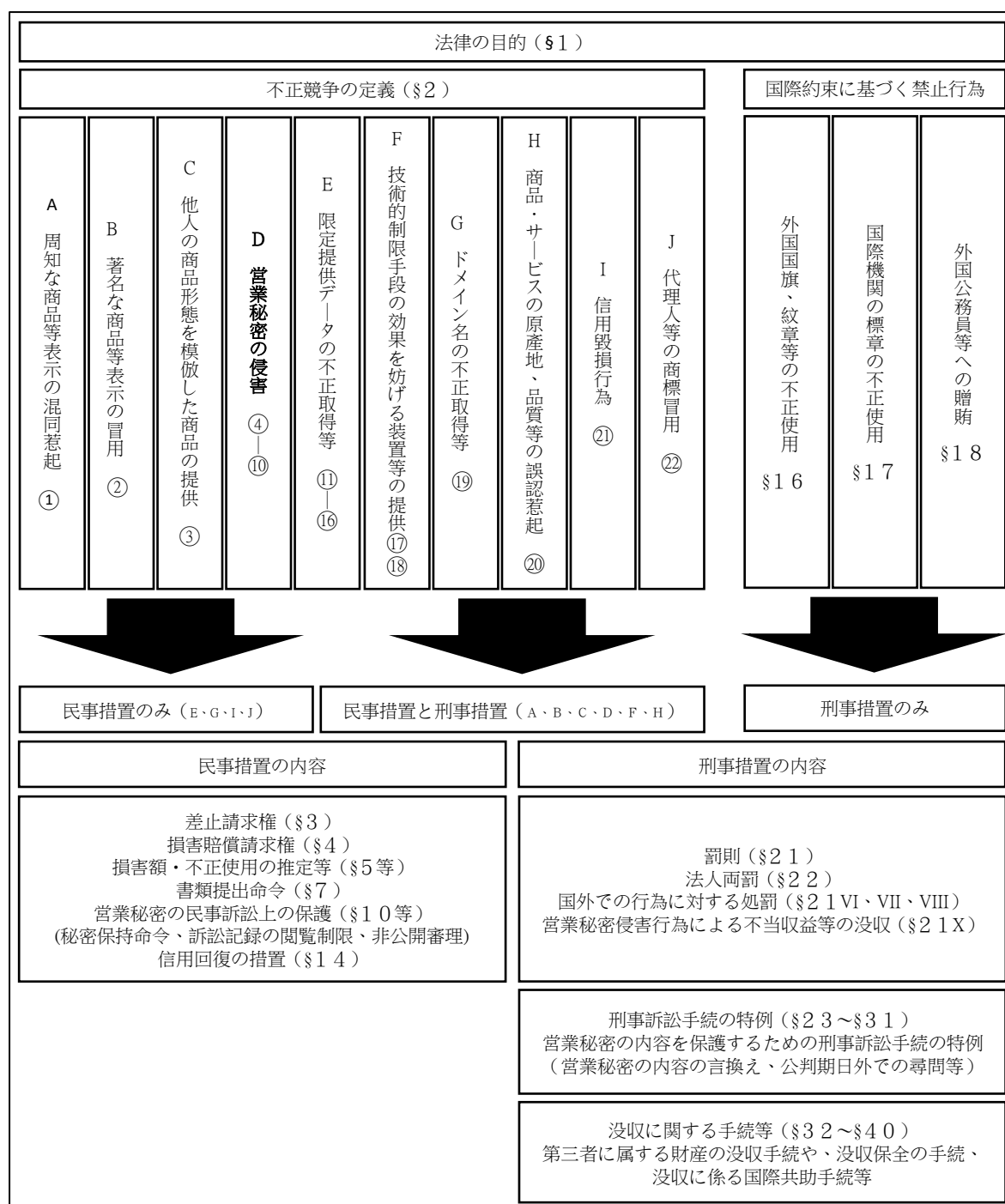
害人造成二度加害²⁰；2015 年再度擴大民、刑事的保護範圍，就不法受領營業秘密之人，原先處罰範圍僅限於二次受領之人，修正後則擴及三次以上受領之人，又鑑於網路發達，營業秘密一旦遭不正取得後，透過網路傳遞將造成瞬間擴散之危險，因此納入不正取得及不正開示等行為之未遂犯處罰規定，復基於國外犯前於 2005 年納入處罰範圍之修正理由，針對素來在國外使用電腦硬體連結網路以不正取得儲存在國外伺服器內營業秘密之行為是否屬於處罰範圍之爭議，逕以法條明確規定納入處罰範圍以化解疑義，此外，同時強化刑罰制裁的法律效果，亦即針對妨害營業秘密之自然人及法人，一併提高罰金刑上限，由原先之「1,000 萬日圓以下罰金」提高為「2,000 萬日圓以下罰金」，甚且，針對在海外不正使用營業秘密者，一律加重處罰，並修正原先告訴乃論之規定，將妨害營業秘密罪改為公訴罪²¹，另亦導入沒收規定，就其因涉犯妨害營業秘密罪所生之犯罪所得，法院依職權得宣告沒收之²²。

²⁰ 平成 23（2011）年 6 月 8 日法律第 62 號。

²¹ 其修正理由乃係出於不正競爭行為之惡質化及犯案件數激增等背景，佐以被害人往往忍氣吞聲或怕秘密外洩更加嚴重而不願提告，是以為求遏止犯罪，遂將之修正為公訴罪，至於被害人不願因訴訟而使營業秘密更遭公開之想法，則由落實「秘匿措置制度」以為配套。反觀我國經濟部智慧財產局研擬修正之營業秘密法草案卻計畫將在外國、大陸地區、香港或澳門等地涉犯妨害營業秘密罪之「國境領域外加重罪」亦納入告訴乃論之範圍，就此有學者表示：果若如此等於讓業者以刑逼民，利用國家公權力替企業界蒐證，幫助墊高和解籌碼，無視高科技產業是臺灣生存發展的重要命脈，恐無法實質保護國家競爭力等語；另有不具名之檢察官表示：科技業界常利用營業秘密法提告洩密員工，希望檢方發動搜索和查扣證物，待檢方起訴後，少數業者等到談好和解條件，就在法院翻供，檢方反而「裡外不是人」，甚至被質疑是濫行起訴，若將「國境領域外加重罪」亦納為告訴乃論，則此情形將更嚴重，項程鎮，營業秘密法增「窩裡反條款」檢方成討債集團？，《自由時報》，2017 年 5 月 6 日。

²² 平成 27（2015）年 7 月 10 日法律第 54 號。

不正競争防止法之體系：²³

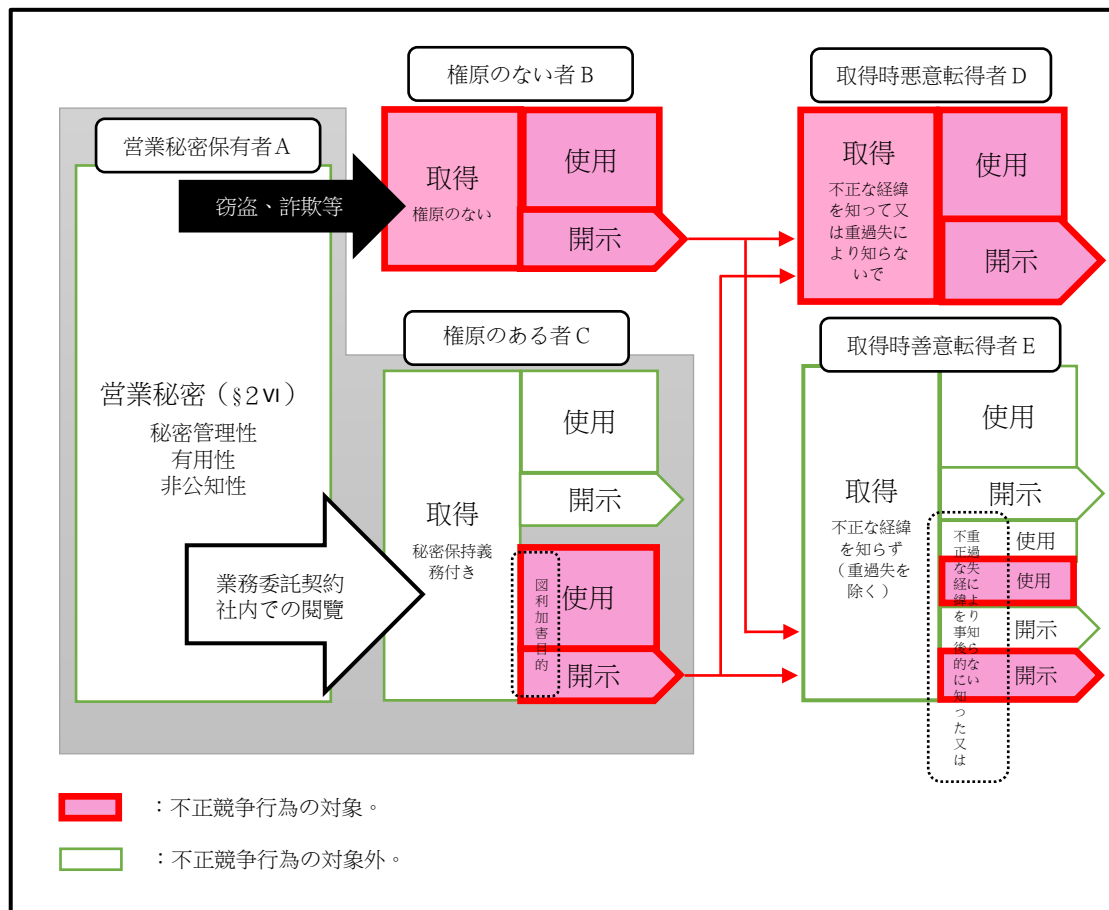


依上開圖表可知，妨害營業秘密行為僅係日本「不正競争防止法」第2條第1項規定所列之「不正競争」行為的態樣之一，同條項第4款至第10款則具體明定妨害營業秘密行為之各種情節，而違反營業秘密保護之「不正競争」行為，被害人所得主張之法律效果包括民事救濟及刑事制裁等手段。前者係指「不正競争防止法」第3條以下所規定之侵害防止、除去請求權及損害賠償等民事保護措施；

²³ 經濟產業省：http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukyo_hoshosairev3.pdf。

至刑事制裁則係規定於同法第 21 條及第 22 條。此外，針對營業秘密案件特性所需之特別程序規定，則規定於同法第 23 條至第 31 條。另於同法第 32 條至第 40 條規定相關沒收明文。而細譯違反營業秘密保護之各該行為情節，則另以下列圖表示之。

營業秘密之不正取得、使用及開示等行為：²⁴



依此圖表所示，其「營業秘密保有者 A」即指企業主，通常即係案發後之被害人・告訴人。「無權限者 B」即指以竊取、詐欺、強迫及其他不正方法而取得營業秘密之行為人、亦或就以不正方法所取得之營業秘密加以使用或開示之行為人，亦即不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 4 款²⁵所規定者。「有權限者 C」即指依業務委託契約而從「營業秘密保有者 A」取得系爭營業秘密而負有秘密保持義務，卻意圖不正利益或意圖加害該營業秘密保有者，而就該營業秘密加以使用或開示

²⁴ 經濟產業省：http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukyohoshosairev3.pdf。

²⁵ 不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 4 款：「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により營業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した營業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）」

之行為人，亦即不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 7 款²⁶所規定者。「取得時惡意轉得者 D」即指知悉系爭營業秘密係以不正方法所取得或因重大過失而不知者，其進而取得、使用或開示該營業秘密之行為人，而依其秘密來源係「無權限者 B」或「有權限者 C」而分屬不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 5 款²⁷或第 8 款²⁸所規定者。

「取得時善意轉得者 E」即指系爭營業秘密轉得者(即 E)於取得該營業秘密時，就該營業秘密前係以不正方法所取得乙節並不知悉，且此一不知悉亦非出於重大過失所致，惟嗣於取得後終於知悉或因重大過失而仍不知悉，進而就該營業秘密加以使用或開示之行為人，而依其秘密來源係「無權限者 B」或「有權限者 C」而分屬不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 6 款²⁹或第 9 款³⁰所規定者。又其符合不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 4 款至第 10 款所規定之涉及營業秘密之「不正競爭」行為，則另依同法第 21 條規定科予刑責。申言之，其屬不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 4 款所定者(即「無權限者 B」)，原則上應依同法第 21 條第 1 項第 1 款及第 2 款規定論以 10 年以下有期徒刑或科、或併科日圓 2,000 萬元以下罰金；其屬同法第 2 條第 1 項第 7 款所規定者(即「無權限者 C」)，視其情節分別依同法第 21 條第 1 項第 3 款、第 4 款、第 5 款及第 6 款等規定論以同前法定刑；其屬同法第 2 條第 1 項第 5 款及第 8 款所定者(即「無權限者 D」)，視其情節分別依同法第 21 條第 1 項第 7 款及第 8 款等規定論以同前法定刑；其屬同法第 2 條第 1 項第 6 款或第 9 款所規定者(即「取得時善意轉得者 E」)，應依同法第 21 條第 1 項第 9 款規定論以同前法定刑³¹。

²⁶ 不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 7 款：「營業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為。」

²⁷ 不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 5 款：「その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為。」

²⁸ 不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 8 款：「その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為。」

²⁹ 不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 6 款：「その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為。」

³⁰ 不正競爭防止法第 2 條第 1 項第 9 款：「その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為。」

³¹ 不正競爭防止法第 21 條：「次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。一、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者。二、詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者。三、営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る

目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者。a. 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。b. 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。c. 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。四、営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者。五、営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）。六、営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）。七、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪（第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者。八、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号の罪（第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者。九、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで又は第三項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）。次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。一、不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十四号に掲げる不正競争を行った者。二、他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者。三、不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者。四、不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十一号又は第十二号に掲げる不正競争を行った者。五、商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第一号に掲げる者を除く。）。六、秘密保持命令に違反した者。七、第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者。次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。一、日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者。二、相手方に日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者。三、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者。第一項（第三号を除く。）並びに前項第一号（第一項第三号に係る部分を除く。）、第二号及び第三号の罪の未遂は、罰する。第二項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。第二項第六号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。第二項第七号（第

果若援以對照我國營業秘密法之規定，「無權限者B」之所謂以竊取、詐欺、強迫及其他不正方法而取得營業秘密之行為人、亦或就以不正方法所取得之營業秘密加以使用或開示之行為人，即應符合同法第10條³²第1項第1款、第2項所規定之「以不正當方法取得營業秘密」之侵害營業秘密態樣，除可主張同法第11條以下所規定之民事救濟外，如被害人提起告訴，尚得論以同法第13條之1第1項第1款規定之罪名，科處5年以下有期徒刑或拘役，得併科新臺幣100萬元以上1,000萬元以下罰金。「有權限者C」之所謂依業務委託契約而從「營業秘密保有者A」取得系爭營業秘密而負有秘密保持義務，卻意圖不正利益或意圖加害該營業秘密保有者，而就該營業秘密加以使用或開示之行為人，即應符合同法第10條第1項第4款所規定之「因法律行為取得營業秘密，而以不正當方法使用或洩漏」、第5款所規定之「依法令有守營業秘密之義務，而使用或無故洩漏」等侵害營業秘密態樣，除可主張民事救濟外，如被害人提起告訴，尚得論以同法第13條之1³³第1項第2款及第3款等規定之罪名，科處同前法定刑。「取得時惡意轉得者D」之所謂知悉系爭營業秘密係以不正方法所取得或因重大過失而不知者，其進而取得、使用或開示該營業秘密之行為人，即應符合同法第10條第1項第2款所規定之「知悉或因重大過失而不知其為前款之營業秘密，而取得、使用或洩漏」之侵害營業秘密態樣，除可主張民事救濟外，如被害人提起告訴，

十八條第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。第一項から第四項までの規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。次に掲げる財産は、これを没収することができる。一、第一項、第三項及び第四項の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産。二、前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他同号に掲げる財産の保有又は処分に基づき得た財産。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「不正競争防止法第二十一条第十項各号」と読み替えるものとする。第十項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。」

³² 營業秘密法第10條：「有左列情形之一者，為侵害營業秘密。一、以不正當方法取得營業秘密者。二、知悉或因重大過失而不知其為前款之營業秘密，而取得、使用或洩漏者。三、取得營業秘密後，知悉或因重大過失而不知其為第一款之營業秘密，而使用或洩漏者。四、因法律行為取得營業秘密，而以不正當方法使用或洩漏者。五、依法令有守營業秘密之義務，而使用或無故洩漏者。前項所稱之不正當方法，係指竊盜、詐欺、脅迫、賄賂、擅自重製、違反保密義務、引誘他人違反其保密義務或其他類似方法。」

³³ 營業秘密法第13條之1：「意圖為自己或第三人不法之利益，或損害營業秘密所有人之利益，而有下列情形之一，處五年以下有期徒刑或拘役，得併科新臺幣一百萬元以上一千萬元以下罰金：一、以竊取、侵占、詐欺、脅迫、擅自重製或其他不正方法而取得營業秘密，或取得後進而使用、洩漏者。二、知悉或持有營業秘密，未經授權或逾越授權範圍而重製、使用或洩漏該營業秘密者。三、持有營業秘密，經營業秘密所有人告知應刪除、銷毀後，不為刪除、銷毀或隱匿該營業秘密者。四、明知他人知悉或持有之營業秘密有前三款所定情形，而取得、使用或洩漏者。前項之未遂犯罰之。科罰金時，如犯罪行為人所得之利益超過罰金最多額，得於所得利益之三倍範圍內酌量加重。」

尚得論以同法第 13 條之 1 第 1 項第 4 款規定之罪名，科處同前法定刑。至「取得時善意轉得者 E」之所謂系爭營業秘密轉得者（即 E）於取得該營業秘密時，就該營業秘密前係以不正方法所取得乙節並不知悉，且此一不知悉亦非出於重大過失所致，惟嗣於取得後終於知悉或因重大過失而仍不知悉，進而就該營業秘密加以使用或開示之行為人，即應符合同法第 10 條第 1 項第 3 款所規定之「取得營業秘密後，知悉或因重大過失而不知其為第一款之營業秘密，而使用或洩漏」之侵害營業秘密態樣，除可主張民事救濟外，就此依同法第 13 之 1 規定，自知悉起，尚有依同法第 13 之 1 第 1 項第 2 款及第 3 款之規定科予刑責之可能。

三、營業秘密之於日本智慧財產法制之體系定位

相較於我國營業秘密法係專為民事侵害營業秘密行為及刑事妨害營業秘密罪所量身訂做之專法，營業秘密保護之於日本不正競爭防止法而言，僅係諸多「不正競爭」行為類型之一，是以，日本不正競爭防止法尚難謂係保護營業秘密之專法。實則，除營業秘密的不正取得外，兼及周知商品的表示方式有致相關消費者混同誤認之虞、著名商品的冒用、模仿他人商品型態之商品的提供、限定提供資訊的不正取得、妨礙技術性制限手段效果之裝置的提供、網域名稱的不正取得、商品、服務之原產地及品質有致相關消費者混同誤認之虞、信用毀損行為及代理人等的商標冒用；以及外國國旗、紋章等的不正使用、國際機關標章的不正使用及對外國公務員的餽贈、賄賂等基於「國際條約」³⁴所禁止的行為，凡此均係日本不正競爭防止法所規範者。而何以針對營業秘密之保護，會與商標權之侵害同列屬「不正競爭」？則商標權、營業秘密相對於日本智慧財產權法體系之關聯性何在？就此，恐須先宏觀地了解日本智慧財產權法之完整架構方足以釐清營業秘密保護概念在其中的定位。

承前所述，日本於 2002 年制定「知的財產基本法」³⁵，本法第 1 條即開宗明義揭櫫其立法目的，亦即：伴隨國內、外社會、經濟情勢的演變，有鑒於強化我國產業競爭力的必要性大增，為了一個以賦有新創智慧財產及活用其效果等附加價值作為基軸而充滿活力之經濟社會的實現，關於智慧財產的創造、保護及活用之相關基本理念及實現等基本事項的決定，國家、地方公共團體及大學等、乃至

³⁴ 其日文用語為「國際約束」，係指 1883 年在法國巴黎簽訂之「關於工業所有權保護的巴黎條約（Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle、Paris Convention for the Protection of Industrial Property）」、1891 年在西班牙馬德里簽訂之「關於原產地表示的馬德里協定」（Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks）、1970 年在美國華盛頓簽訂之「特許協力條約（Patent Cooperation Treaty, PCT）」、1994 年在烏拉圭貿易回合談判通過之「與貿易有關之智慧財產權協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPs）」、1886 年在瑞士伯恩簽訂之「伯恩保護文學和藝術作品公約（Convention de Berne pour la protection des œuvres littéraires et artistiques、Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）」、1952 年在瑞士日內瓦簽訂之「萬國著作權條約（Universal Copyright Convention, UCC）」及 2002 年生效之「著作權條約（World Intellectual Property Organization Copyright Treaty, WIPO）」。

³⁵ 平成 14（2002）年法律第 122 號。

於企業者的責任與義務應先明確化，甚且，伴隨著關於智慧財產的創造、保護及活用等推進計畫的作成，應藉由設置「知的財產戰略本部」來達成集中性、計畫性推動關於智慧財產的創造、保護及活用等政策之目的³⁶。又於同法第 2 條第 1 項規定：本法所謂「智慧財產」，係指發明、規劃、植物新品種、設計、著作物及其他依人類創造性活動所生之物（發現或被解明的自然法則或現象、包含具有產業上利用可能性者）、商標、商號、及其他因企業活動所被使用之商品或表示勞務之物、及營業秘密及其他對企業活動具有用性之技術上、營業上資訊³⁷；同條第 2 項規定：本法所謂「智慧財產權」，係指涉及依關於發明專利權、新型專利權、育成者權、新式樣專利權、著作權、商標權及其他智慧財產之法令所定之權利或受法律保護之利益等相關權利³⁸。又日本針對智慧財產權進一步細分出「工業所有權」之概念，其內容包括：發明專利權（特許權）、新型專利權（實用新案權）、設計專利權（意匠權）及商標權，惟因現代經濟社會已非以工業為中心，佐以「所有權」概念一般係針對「有體物」，就智慧財產而言，既係以「無體物」為標的，自宜使用「財產權」之用語較為妥適。因此，於 2002 年 7 月推出「知的財產戰略大綱」時，即統一定調，將「工業所有權」之用語調整為「產業財產權」，其內容除原有之發明專利權（特許權）、新型專利權（實用新案權）、設計專利權（意匠權）及商標權外，另亦擴及不正競爭防止法、種苗法³⁹及著作權法所保護者。惟所稱不正競爭防止法所保護者，尚非盡屬「產業財產權」之範疇。蓋其屬「產業財產權」者，均賦予所欲保護之智慧財產標的一排他性的利用·所有權限，亦即透過註冊登記制度賦予其物權性質之效力，反之，不正競爭防止法中關於營業秘密之保護，各該營業秘密尚不以先經註冊登記為要，而僅提供一類如債權效力之保護⁴⁰。惟無論是過去之「工業所有權」或現今之「產業財產權」、

³⁶ 知的財產基本法第 1 條規定：「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。」

³⁷ 知的財産基本法第 2 條第 1 項規定：「この法律で『知的財産』とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」

³⁸ 知的財産基本法第 2 條第 2 項規定：「この法律で「知的財産権」とは、特許権、實用新案権、育成者権、意匠権、著作權、商標權その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」

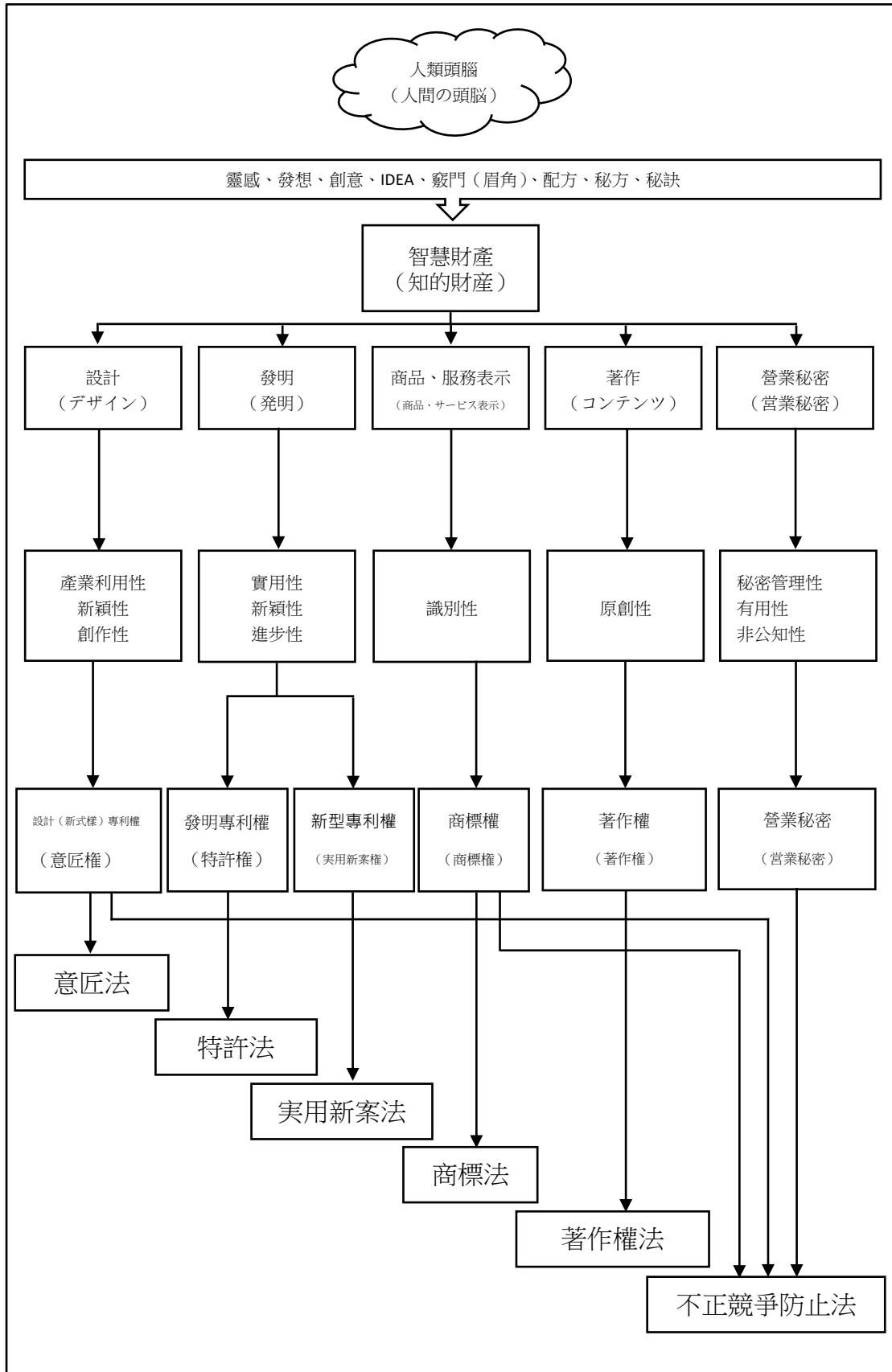
³⁹ 平成 10（1998）年 5 月 29 日法律第 83 號。

⁴⁰ 從而，就以非註冊登記型為大宗之「不正競爭防止法」與註冊登記型之「產業財產法」間之關係，在民事訴訟上尚可歸結出下列幾點特色：首先，就訴訟之勝敗而言，即使在「不正競爭防止法」之場域獲得勝訴之案件，其在「產業財產法」之場域被認為不構成侵害之可能性亦是有的；反之亦然。而在單純主張「產業財產法」之訴訟，恐有遭受被告提出權利無效抗辯之虞。因此，就訴訟策略的考量，應將「不正競爭防止法」及「產業財產法」均並列為訴之聲明，或能降低敗

甚或「不正競爭防止法」所保護的，均同屬日本「知的財產」(即智慧財產)之保護傘下，並包括營業秘密所賴以規範之「不正競爭防止法」在內，且營業秘密保護亦僅係日本「不正競爭防止法」第2條第1項所列舉之「不正競爭」行為類型之一，其他尚兼及新式樣專利權、商標權等智慧財產之保護，茲將日本針對各式智慧財產標的所構築之智慧財產法律體系，以下圖表示之。

訴風險。其次，就申請註冊費用之節約而言，其屬「不正競爭防止法」中之無須事先註冊登記之智慧財產標的者，因無須事先註冊登記，所以一遭受侵害即可立即提起訴訟，又因言詞辯論終結前均得追加訴之聲明，則若僅針對受有侵害之範圍申請註冊登記相關「產業財產權」，亦應趕得及追加提起之。從而，得以有效節省相關申請註冊費用。最後，就訴訟上攻擊、防禦方法多樣性的選擇而言，「產業財產法」所保護各該智慧財產標的之範圍雖然狹小，但具有絕對的效力；而「不正競爭防止法」所保護的亦包括未申請註冊登記者，故雖然包含的範圍較廣，但僅具有相對的效力。是以，就訴訟主張而言，應視侵害的態樣來彈性選擇多樣的攻擊方法，經濟產業省：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/05kaisei-1.pdf>。

日本智慧財產法律體系：



另比較我國、日本及世界各國之智慧財產法律體系，約略歸納整理如下表：⁴¹

智慧財產標的	日本	臺灣	美國	德國	法國	韓國	中國
發明	特許法 實用新案法	專利法	特許法	特許法 實用新案法	特許法 實用新案法	特許法 實用新案法	專利法
設計	意匠法 不正競爭防止法	專利法	特許法 著作權法（船 體設計） 州法	工業意匠著作 權法 不正競爭防止法 著作權法（應 用美術） 歐盟意匠規則	意匠法 著作權法（服 飾品、應用美 術） 民法判例法 歐盟意匠規則	設計保護法 不正競爭防止及 營業秘密保護法	專利法
商品·服 務之表示	商標法 不正競爭防止法	商標法	商標法 消費者保護法 （仿冒防止） 州法	標識法 不正競爭防止法 歐盟商標規則	商標法 民法判例法 歐盟商標規則	商標法 不正競爭防止及 營業秘密保護法	商標法 反不正當競爭法
著作	著作權法	著作權法	著作權法	著作權法	著作權法	著作權法	著作權法
營業秘密	不正競爭防止法	營業秘密法	商業間諜法	不正競爭防止法	刑法 勞動法 民法判例	不正競爭防止及 營業秘密保護法	反不正當競爭法 刑法

⁴¹ 經濟產業省：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/05kaisei-1.pdf>。

第三章 日本營業秘密相關刑事判決

目 次

- 一、不正競爭防止法導入刑罰制裁以前
 - (一) 大日本印刷產業事件
 - (二) 鐘淵化學產業事件
 - (三) 東洋レーヨン產業事件
 - (四) 新藥產業事件
 - (五) 新潟鐵工事件
 - (六) 綜合コンピューター事件
- 二、不正競爭防止法導入刑罰制裁以後
 - (一) 新日鐵住金事件
 - (二) ベネッセ事件
- 三、小結－資訊作為犯罪「客體」之特性
 - (一) 資訊的非移轉性
 - (二) 不法所有意圖之欠缺
 - (三) 侵害整體利益之證明

一、不正競爭防止法導入刑罰制裁以前

(一) 大日本印刷產業事件

1. 判決案號

東京地方裁判所昭和 40 (1965) 年 6 月 26 日判決〔昭和 39 年 (刑わ) 第 1038 号〕⁴²

2. 事實概要

大日本印刷公司 (DNP) 與凸版印刷公司 (TOPPAN) 為同業競爭對手，凸版印刷公司一直懷疑公司內部資訊遭洩露予大日本印刷公司，故擔任凸版印刷公司下谷事業部調查室長之 P 為尋求解決對策，遂委託自稱秘密調查機關之機關長的外國人 A，就凸版印刷公司之何資訊遭流出至何方？大日本印刷公司到底有無

⁴² 青山紘一，《企業秘密事件判決の総括》，一般財団法人・經濟産業調査会，2016 年 4 月，3-9 頁。

或如何地在對凸版印刷公司進行諜報活動等事項，進行調查。於是A即命其所僱用之調查員B去接近大日本印刷公司之幹部，蒐集該公司之情報。惟A並未告知P說其已派遣B去調查大日本印刷公司，反而向P訛稱：已發現大日本印刷公司委託B對凸版印刷公司進行情報刺探，應該要派潛人員接近B來藉此獲取大日本印刷公司之情報，而為了使潛人員獲得B的信任，應該要讓潛人員把一些凸版印刷公司相關的情報釋放予B，P於請示本社社長室之室長本田後，即同意A的建議。A在獲悉凸版印刷公司相關情報後，隨即指示B去拜訪大日本印刷公司取締役企劃部之部長柏田，並表明本身從自衛隊退役後即從事企業調查之背景，已得知凸版印刷公司有用多餘的預算在對大日本印刷公司進行諜報活動之訊息，就此大日本印刷公司難道不也應該對凸版印刷公司進行調查嗎？何妨不委託我來進行調查？等語。A、B即藉此兩面手法想從中獲取利益，惟經長期遊說後，均未獲得大日本印刷公司方面同意委以調查之回應，A、B久候不耐竟即轉為威脅、恐嚇之手段，同時轉為策動大日本印刷公司內部之反抗份子，遊說該些員工提供公司內部資訊。

而任職於大日本印刷公司之X，在公司內部長期不受重用，對於繼續任職同公司之前途甚感灰心、失望，因此已計畫轉職至朋友所經營之齋藤工業公司，而基於報復心態，透過A、B之引介，於1963年6月17日拜訪大日本印刷公司的主要競爭對手即凸版印刷公司的印刷總務課長Q，表明其心境並拜託希望能透過凸版印刷公司揭發大日本印刷公司的不法建案，Q則盤算著想藉由X來取得大日本印刷公司的機密資訊，便說服X將大日本印刷公司的工廠設備、業務狀況提供給凸版印刷公司，以達報復目的。甚且，邀請X於同年月20日再次到訪凸版印刷公司，與精通機械的前部屬P商談，並具體地期約以相當之對價由X提供大日本印刷公司的機密資訊給Q。(一) 其後，X基於為轉職至齋藤工業公司後預作準備及為販售機密資訊與Q等目的，自1963年6月下旬起至同年7月31日止，前後共計19次地從大日本印刷公司內攜出、竊取該公司總務部第二課副課長野間所保管之工程估價單等機密文件共計374份。(二) Q雖可預見相關機密文件係X從大日本印刷公司內攜出、竊取之情形下，仍在凸版印刷公司內，同意買受了諸如：自1963年7月20日前後之大日本印刷公司費用核銷表87份、同年8月22日前後之大日本印刷公司市ヶ谷工廠機械配置圖2份、工程表25份、京都工廠配置圖暨基地圖面7份、人事考核實施要領等1疊及租金調漲回覆書1疊等機密文件，並於同年10月29日支付日幣5萬元。(三) P知悉Q在關於支付與X作為提供機密文件對價之款項短缺，遂將市ヶ谷工廠機械配置圖2份予以複印，以期將之變賣以籌措資金，雖可預見相關機密文件係X從大日本印刷公司內攜出、竊取之情形下，猶於同年10月下旬在凸版印刷公司內，接受Q之委託而保管2份市ヶ谷工廠機械配置圖。

另同樣任職於大日本印刷公司之Y，得知公司管理階層阿部等人將其視為敵

對份子，因而心生不滿，遂接受 A、B 之遊說。(一) 自 1963 年 9 月下旬起至同年 12 月上旬止，前後共計 6 次從大日本印刷公司內竊取該公司總務部秘書課長佐藤所保管之大額訂單報告書 1,228 份、董事長片山所保管之東京工廠採算檢討報告書 3 份等機密文件。(二) A、B 雖可預見相關機密文件係 Y 從大日本印刷公司內攜出、竊取之情形下，仍基於共謀而推由 B 自 1963 年 9 月下旬起至同年 12 月上旬止，前後共計 6 回地在東京都江戶川區的某咖啡館外，同意向 Y 買受了諸如：大日本印刷公司之大額訂單報告書 1,228 份及東京工廠採算檢討報告書 3 份等機密文件。(三) P 於 1963 年 9 月下旬，在東京都台東區的凸版印刷公司內，雖可預見相關機密文件係 Y 從大日本印刷公司內攜出、竊取之情形下，仍同意受託保管高額訂單報告書 1,197 份。

3. 判決主文

X 成立竊盜罪，有期徒刑 1 年 6 月，緩刑 3 年；Q 成立故買贓物罪，有期徒刑 1 年，併科罰金日幣 2 萬元，緩刑 3 年；P 成立寄藏贓物，有期徒刑 1 年 6 月，緩刑 3 年；Y 成立竊盜罪，有期徒刑 1 年，緩刑 3 年；A 成立收受贓物罪，有期徒刑 3 年；B 成立收受贓物罪，有期徒刑 2 年 6 月。

4. 判決解說

辯護人辯護意旨：本案無非係竊取感光紙罷了云云。惟法院認為：將公司機密文件在公司內使用公司的影印機複印在公司所有之感光紙上，進而攜出公司外，就整個過程來看，並非單純的感光紙竊取，而堪認係竊取公司所有之費用核銷表等資訊。

(二) 鐘淵化學產業事件

1. 判決案號

大阪地方裁判所昭和 42 (1967) 年 5 月 31 日判決〔昭和 40 年 (刑わ) 第 5645 号〕⁴³

2. 事實概要

被告 A 係大阪府所在之鐘淵化學工業公司大阪工廠技術課代理課長，負責保管「聚氯乙烯 (PVC, 塩化ビニール)」及其研究、乃至於在該課內所使用之各種

⁴³ 青山紘一，《企業秘密事件判決の総括》，一般財団法人・經濟産業調査会，2016 年 4 月，10-11 頁。

文獻、資料及研究用藥品之業務。其為了繼承家業，已預計於 1964 年 3 月 31 日自鐘淵化學工業公司離職，基於對過去到現在研究生活的紀念與眷戀、甚或用於將來家業研發漿糊等目的，竟企圖保有前開鐘淵化學工業公司所有、放置在大阪工廠技術課內、為被告 A 業務上所保管之物品，進而於 1964 年 3 月 23 日前後將鐘淵化學工業公司作為主力製造商品之一即「聚氯乙烯（PVC, 塩化ビニール）」之視為機密之獨家製法之代號為 C・N 之重合觸媒劑與代號為 C・A 之助劑等物攜出公司，復於同年 27 日前後，將鐘淵化學工業公司以可觀價格向 Donald・エフ・オズマー博士所取得之視為機密之關於「聚氯乙烯（PVC, 塩化ビニール）」創新製法之研究報告書所裝訂成冊之「各種文獻檔案」1 冊攜出公司。

3. 判決主文

A 成立業務侵占罪，有期徒刑 8 月，緩刑 3 年。

4. 判決解説

辯護人辯護意旨：代號 C・N 之重合觸媒劑與代號 C・A 之助劑，均不該當刑法之「物」；另該冊「各種文獻檔案」本即為被告所有。惟法院認為：被告所攜出之該兩劑之劑量雖很少，就其製造原價或售價而言雖也極其低廉，惟就所有人即鐘淵化學工業公司而言，在製造「聚氯乙烯（PVC, 塩化ビニール）」的製程上具有價值，特別是關於其製法的獨家性及機密性而言，賦有極大的價值。甚且，被告對此也知情。是以，無論該兩劑之製造原價的高低及量的多寡，其都具有一種值得法律加以保護之主觀價值這點，是毋庸置疑的。從而，就辯護意旨主張不該當刑法之「物」的辯解，並不可採。另公司職員基於職務關係而獲公司所配發之文獻資料，乃員工自身為了完成職務、基於其職位所使用者，舉凡公司的文獻、使用公司資料用紙、機械器具所作成之資料，除有特別情形外，並非歸屬於員工個人所有，而應解為係公司所有；同理，本件「各種文獻檔案」，無法肯認係被告所有。

（三）東洋レーヨン産業事件

1. 判決案號

神戸地方裁判所昭和 56（1981）年 3 月 27 日判決〔昭和 42 年（刑わ）第 1503、1573、1589、1622 及 1677 号〕⁴⁴

⁴⁴ 青山紘一，《企業秘密事件判決の総括》，一般財団法人・経済産業調査会，2016 年 4 月，14-15 頁；另節錄判決原文：「二(一)、以上の事実関係により、まず、被告人坂田、同三宅、同後藤の判示第一の業務上横領罪の成否について考えるに、前記認定の事実関係ことに、本件資料

は、当時被告人坂田が担当していた業務遂行上参考になる資料であり、同被告人の上司である藤井部員から業務遂行上の参考として閲覧するようとの指示を受けて交付されたものであること、本件資料は、その作成者である(D)委員会のグル1プリーダーから藤井部員に送付されてきたもので、その配布先も限定されて極秘扱いとなっており、閲覧後は、藤井部員管理のスチール製キャビネットに収納して同部員が管理することになっていたこと、本件資料は、結局一〇〇万円で日レ側に売却されたのであるが、被告人坂田は、当初これを八〇〇万円で売却しようと企図し、本件資料の価値が極めて高価なものであることを知悉していたこと等の点からみると、右資料が、被告人坂田の独占的使用に委ねられ、使用後は専ら同被告人がその廃棄処分をも委されていたものとは認められず、これを受領後は会社所有物として同被告人において、業務上これを保管すべき義務があったものであり同被告人もその旨知悉していたというべきである。もつとも、藤井部員が、被告人坂田に本件資料を手交した後、その管理に粗ろうな点があったことは否定し難いが、その故をもって、右認定を左右することはできない。また、被告人三宅、同後藤は同坂田が「東レ愛知工場において繊維に関する研究をしている」者であることを知っていたこと、被告人坂田が、同三宅に対し本件資料の売却を誘った際の会話及び交付した右資料売込みのための説明メモの内容、被告人三宅が、同後藤に右事情を打明け、これに加担することを慫慂した際の会話の内容、被告人後藤が、同坂田に紹介された際、同被告人が固く他言を禁じていたこと、本件資料の売買が成立するに至るまでの日レ側被告人との交渉の経緯等に照らすと、被告人三宅、同後藤が、同坂田の職務内容及びその本件資料の入手経緯等を具体的に正確には知らなかったにしても、被告人坂田が、その勤務する東レ愛知工場において、その職務に基づいて入手し、保管中の同社の重要書類を会社に無断で持ち出して他に処分し利得しようとするものであることは十分認識したうえで、本件資料の売込みに参画したものであることは明らかである。してみると、本件資料は、被告人坂田が、その担当していた業務に関して、藤井部員から交付されて保管していたものであるから、同被告人の業務上占有していたものであり、被告人坂田、同三宅、同後藤は、共謀のうえ、本件資料の売却を実行したものと解するのが相当である。右弁護人らのこの点についての主張は採用できない。(二)つぎに、被告人廣田、同大須賀、同関、同山田の判示第二の物故買罪の成否につき考えるに、前記認定の事実関係ことに、本件資料取引に際して直接日レ側被告人との折衝に当たった被告人三宅、同後藤は、その背後に東レ職員である被告人坂田がいることはもとより、鈴木という名以外には自らの素姓も明かさず、また右資料の入手経路等についても述べていなかったことからみると日レ側被告人らが、本件資料の出所あるいはこれを日レ側に売渡すに至った経緯を明確には知らないまま本件資料を買取ったものであることは否定し難い。しかしながら、本件資料にはプロミラン云云という表示がなされており、当時プロミランがナイロン66繊維の東レの商標名であることを日レ側被告人らはいずれも十分知っていたところであるから、本件資料が東レ関係の資料であることを右表題だけからでも同被告人らにとって明らかに認識できたこと、被告人三宅が同廣田に同坂田作成のメモを読みあげた際、その内容として、「東レのナイロン66攻勢に対し早く対向できる」旨をのべているものと考えられること、本件資料の形状、殊に本件資料の表に添付された送付書の氏名欄等には押印がなされており、一見して本件資料が原本であるところが窺われること、その内容、殊にその研究期間は、昭和四〇年一二月から昭和四一年六月までのもので、本件資料表書きの送付日付は同年九月一〇日となっており、本件の最初の売込みまでに二ヶ月余を経たに過ぎないかなり新しいものであって、その内容からしても容易に部外者が入手できるようなものではなく、東レ関係の資料として信憑性が高いものと考えられたこと、電話での折衝あるいは右下見の際における被告人三宅らの言動ことに同被告人らはその本名や素姓を明らかにしないのみならず、電話による連絡も一方的に被告人三宅側からあるのみで、連絡場所等も被告人廣田らに知らせていないこと、本件資料の下見ないし取引が、日レ本社等で公然と行われたものではなく、ホテルの地下のグルリ等でひそやかな形のもとに行われたこと等からすれば、直接これらを見聞する機会があった被告人廣田、同関、同大須賀らは少くとも本件資料が正常なルートを経てきたものではなく、場合によっては右資料に何らかの関係のある東レ社員等がこれを横領し、或

いは盗み出したものであるかも知れないという未必的認識はあったものと認めるのが相当である。また、被告人山田は、昭和四一年一月六日ころ、被告人廣田、同大須賀、同関から、新阪急ホテルにおける本件資料の下見の結果報告を受けた際、**本件資料は、東レ関係の資料として信憑性が高く、情報としての価値があることを知るに至り、その結果一〇〇万円で購入することに決し、その買取交渉を被告人廣田に指示していること、**本件資料の取引は、被告人廣田が同山田に指示を仰いで開始したのをはじめとして、その後の交渉は終始同被告人の指示に基づき、その決裁のもとに実施したものであること、日レ企画部の当時の情報収集のための予算額半期六〇〇万円からみてもかなりの高額であり、同企画部において本件以前に買取った関係資料の価額に比してもかなり高額のものであること等からみると、被告人山田も、前記同廣田、同大須賀、同関らと同様、すくなくとも本件資料について前記のような**赃物**であることの未必的認識を有していたものと認めるのが相当である。」「刑法二四七条の背任罪が成立するためには、或る一定の他人の事務を処理するものが、当該事務を処理するにあたり、その事務処理をなすにつき負担している任務に違背し、本人に対する加害目的又は自己もしくは第三者の図利目的で、当該事務処理行為に出ることを要するものであり、当該行為が右の任務に違背するものではなく、事務処理の範囲を逸脱してなされたものである場合には、他の罪を構成することはとも角 刑法二四七条の背任罪を構成するものではない かような観点から、まず、**被告人坂田について、本件各所為が背任ないし背任未遂罪を構成するか否かについて検討する。**前記認定の事実関係(業務上横領及び赃物故買の関係で一括認定した事実をも含めて)によると、被告人坂田の担当事務は、東レ愛知工場で当時ナイロン糸製造に用いられていた製造装置に関するものではあるけれども、その全般にわたるものではなく、要するに(一)前処理工程中の、真空乾燥機によりポリマーを重合する過程での中間サンプルを採取する方法を確立すること、真空乾燥機内のチップの温度を測定すること及びその為の実験用モデル装置を試作すること、(二)紡糸工程中のカムボックス型綾取機を高速化すること及びそれに伴う紡糸の高速化により生じるトラブルの解決方法の研究について協力すること、(三)紡糸工程中の巻取部分についてドラム一山という方法で巻取っていたのをドラム多山で巻取る技術を確立すること及び紡糸を大型化するための試験巻取機を設計製作すること、(四)ナイロン 66(プロミラン)製造装置の紡糸工程中の熱板を改善すること等という極めて限定された部分について、開発改良のための調査研究をし、研究報告書を作成する事務を担当していたものにすぎないのであって、合成繊維製造設備全般について開発改良の為の調査研究をなし研究報告書を作成する事務までをも担当していたものではない。また、**被告人坂田は、右担当事務を処理するにあたって知ることのできた東レが秘密とする事項を適正厳格に保持し、これを社外に漏してはならない任務を有していたものというべきであるが、しかしながら、およそ東レの有する合成繊維関係の調査研究結果資料であればすべて適正厳格に秘匿し保管するという広範な任務までをも有していたわけではない。**かように、被告人坂田の担当事務ないし有していた任務は限定されたものであって、被告人坂田は、本件各資料の内容となっている製造装置等についての調査研究を担当していたものではなく、これら各資料を担当事務処理のために入手したのではなく、その保管ないし秘匿の任務もなく、これら各資料を担当事務の処理として社外へ持出して処分したわけではないのである。この点をさらに説明すると、本件各資料は、東レでは秘密の取扱いを受けており、実質的に秘密に属するか否かはとも角として、すくなくとも主観的秘さないし形式的秘密に属する事項が記載されているものではあるが、被告人坂田がこれら各資料の内容となす調査研究に関与したのではないことは勿論のこと、(一)ポリエステル製造装置設計図の原図は、東レ三島工場の製造装置についてのものであって被告人坂田の担当事務とは直接関係が無く、東レ愛知工場 DC に保管されていたものを、日レ側へ売却する資料を複製する意図であるのにこれを秘して自己の担当事務に利用するよう装って DC 係員を欺罔して借り出し、自宅に持ち帰って写真撮影して複製資料を作成し、約一七日後に原図を DC に返還し、右複製資料を日レ側に売却したものであり、(二)MAS 研究会発表資料の原資料は、一九七〇年代の衣料用ナイロン糸製造装置の検討等に関する資料で、被告人坂田の担当事務遂行上参考資料となるものではあるが、同被告人の上司である東レ愛知工場工務技術課長

ないし課長代理藤井敏満主任部員がこれを保管していたものであり、これを同課の部員に回覧中(同被告人ら副部員及びその他の係員へ回覧に回されたものではない)ナ研グループの大塚部員が机上に置いて保管中のものを、日レ側に売却する資料を複製するために無断で持ち出して自宅へ持ち帰り、写真撮影して複製資料を作成したうえ原資料を右大塚部員の机上に戻しておき、右複製資料を日レ側へ売却したものであり、(三)テトロンフィルム製造装置設計図は、東レ滋賀事業所に設置され生産中の製造装置設計図で、被告人坂田の担当事務とは直接関係が無く、その原図は、同事業所施設部図面管理室が保管しているものであり、被告人坂田は、日レ側へ売却する資料を複製する意図であるのにこれを秘して担当事務に利用するように装って、上司の藤井部員及び右原図の保管者である同事業所工務技術課長ら担当係員を欺罔して借り出して自宅に持ち帰り、写真撮影して複製資料を作成したうえ、右原図を係員に返還し、右複製資料を日レ側へ売却したものであり、(四)タイヤコード製造装置設計図は、東レ岡崎工場に設置された製造装置の設計図であり、被告人の担当事務とは直接関係が無く、その原図は、東レ愛知工場 DC で保管しているものであり、被告人坂田は、日レ側へ売却するための資料を複製する意図であるのにこれを秘し、担当事務に利用するかのように装って DC 係員を欺罔してその原図を借り出して被告人三宅方に持参し、写真撮影して複製資料を作成したうえ、約六日後に右原図を DC へ返還し、右複製資料を日レ側へ売却したものであり、(五)直接延伸引取機設計図は、被告人坂田の担当事務とは直接関係が無く、その原図は、東レ愛知工場製造工務技術課長ないし同課ナ研担当グループの細島英進副部員が同課事務室内の木製書棚内に収納して保管していたものであり、被告人坂田は、川崎航空機側へ売却するための資料を複製する意図でこれを無断で持ち出し、被告人三宅方へ持って行って同所で写真撮影して複製資料を作成したうえ、その翌日、右原図を右者棚内に返還し、右複製資料を川崎航空機側へ売却しようとしたが果さなかったのであって、これを要するに、MAS 以外の資料は、被告人坂田の担当事務と直接関係が無く、MAS の資料も被告人坂田の担当事務の遂行上参考となしうるといふにとどまり、いずれの資料も、その保管者は、東レ愛知工場技術工務課長ら、同工場 DC、東レ滋賀事業所施設部図面管理室各係員であり、被告人坂田は、これらの各資料を複製して他へ売却する意図で、当該管理者に無断で持ち出し、ないし、右意図を秘し自己の担当事務に利用するかのように装って当該管理者を欺罔して借り出して自宅等へ持ち帰り、一日ないし十数日間これを自己の占有下にと、め置いて写真撮影して複製し、複製した資料を日レ側ないし川崎航空機側へ売却し、ないし売却しようとしたもので、被告人坂田のかような所為は、不法領得の意思をもってなした窃盗ないし詐欺並びにそれらの事後処分というべきものであり、被告人坂田の担当事務である東 愛知工場の現有のナイロン糸製造設備の開発改善のための調査研究報告書作成という事務処理としての所為ではなく、事務処理の範囲を逸脱した所為であるといわなければならない。なるほど、被告人坂田は、担当事務の処理上知り得た秘密事項を保管秘匿すべき任務を有することは勿論であるけれども、本件各資料は、その事務処理上知り得たものではなく、右のような不法な所為により領得したものであり、かような不法な所為に出ることは東レ従業員としての一般的忠実義務に基づくかような所為に出るはならない義務に違反するものではあるけれども、かような不法に領得したものについてまで、領得後においてなお保管秘匿すべき任務を負担するものと考えすることはできない。検察官は、本件各資料は、被告人坂田がその有する東レ愛知工場技術公務課副部員たる地位に基づいて取得したものである以上、他に売却するという意図の有無にかかわらず、これを保管秘匿すべき任務を有するものである旨主張するけれどもたしかに被告人坂田は右副部員である地位にあったからこそ本件各資料がそれぞれの保管場所に保管されてあることを知ることができ、かつ入手することもできたということではあるけれども、借り出した各資料は、副部員たる地位を悪用して欺罔行為に出ることによりはじめて入手することができたものであり、無断で持ち出した各資料は、副部員という地位に無関係に無断で入手して持ち出したものであり、いずれも本来副部員たる地位に基づく担当事務の処理として入手したわけではないから、担当事務の処理のために入手したものについて保管秘匿の任務を有するのと同一に考えることはできない。なるほど被告人坂田の資料入手の主観的意図を無視して考えるならば、いずれの資料も

2. 事實概要

被告A係名古屋市所在之東洋レーヨン公司愛知工廠製造部工務技術課員，負責保管公司內關於合成纖維製造設備的開發改良等調查研究資料之業務，被告B、C則任職於同市内之名古屋日野汽車公司，從事汽車販售之業務。被告A於1966年11月中旬前後，在前開愛知工廠製造部工務技術課內，萌生將其職務上所保管、前為上司所交付、供作職務上參考資料之用、而為東洋レーヨン公司所有之名為「“プロミラン”専用紡糸機およびスチームコンディショナーの開發に關する最終報告について」之秘密資料1冊販售得利之意圖，故與被告B相約在名古屋市中區榮町の某停車場之車內，委託被告B並獲得其首肯，更由被告B再取得被告C的同意，被告3人即基於共謀之犯意，推由被告B、C數度致電東洋レーヨン公司之同業競爭對手即總公司設在大阪市之日本レーヨン公司之被告D，兜售前開東洋レーヨン公司之秘密資料，經被告D回報日本レーヨン公司董事兼企劃部長即被告E、生產技術部長兼企劃部員即被告F及G後，被告D、E、F及G即基於共謀之犯意，於同年12月7日推由被告D與被告B、C相約在大阪市新阪急飯店之地下美食街內，以日幣100萬元之代價完成交易。

3. 判決主文

A成立業務侵占罪之共同正犯，有期徒刑1年6月，緩刑2年；B成立身分犯之共同正犯，因本身不具身分關係，應論以普通侵占罪，有期徒刑10月，緩刑2年；C成立身分犯之共同正犯，因本身不具身分關係，應論以普通侵占罪，有期徒刑8月，緩刑2年；D成立故買贓物罪，有期徒刑8月，併科罰金日幣5萬元，得易服勞役，緩刑1年；E成立故買贓物罪，有期徒刑6月，併科罰金日幣3萬元，得易服勞役，緩刑1年；F成立故買贓物罪，有期徒刑6月，併科罰

副部員たる地位に關連して入手したということができないわけではないけれどもその行為を主要的意図目的を離れて評価することは困難であり、被告人坂田の副部員たる地位と本件各資料とが右の意味で關連性があるということだけで、被告人坂田に本件各資料の保管秘匿の任務が生じるものということとはできない。また、被告人坂田は、就業規則等に基づいて東レ所有の秘密を保管し、これを社外に漏してはならない義務を負担しており被告人坂田の本件各所為は、かような義務に違反する側面を有するけれども、かような義務は同被告人の担当事務との關係の有無を問わず存在するものであつて、かような義務違反は、雇用契約に基づく一般的忠実義務違反としての責任を生じることはあつても刑法二四七条の背任罪にいう事務處理についての任務違背として評価することはできない。かようなわけで、被告人坂田の本件各所為は、背任ないし背任未遂罪にあたらぬものと解するのが相当である。そうすると、被告人坂田の本件各所為が背任ないし同未遂罪にあたらぬ以上、同被告人との共同正犯の責任を問われている被告人三宅、同後藤、同廣田、同大須賀、同関、同山田の本件各所為もまた背任ないし同未遂罪を構成しないものといわなければならぬ。」，神戸地方裁判所判決/昭和42年(わ)第1503号、昭和42年(わ)第1573号、昭和42年(わ)第1589号、昭和42年(わ)第1622号、昭和42年(わ)第1677号（判例番号：L03650164）。

金日幣 3 萬元，得易服勞役，緩刑 1 年；G 成立故買贓物罪，有期徒刑 6 月，併科罰金日幣 3 萬元，得易服勞役，緩刑 1 年。

4. 判決解説

公司職員經上司提供、作為執行業務參考之資料，其所有權歸屬於公司，本件被告 A 將之攜出之行為，該當業務侵占罪。甚且，公司職員將公司機密資料攜出並影印之行為，已逸脫「為他人處理事務」之範圍，而無法成立背信罪。

(四) 新藥產業事件

1. 判決案號

東京地方裁判所昭和 59 (1984) 年 6 月 15 日判決〔昭和 58 年 (刑わ) 第 3110 号〕⁴⁵

⁴⁵ 青山紘一，《企業秘密事件判決の総括》，一般財団法人・経済産業調査会，2016 年 4 月，21-23 頁；另節録判決原文：「**弁護人は、被告人らの行為は本件各資料に対する管理者の占有を侵害したのではなく、また、本件各資料は秘密性を欠き経済的価値を有しないものであるうえ、被告人らは本件各資料をコピーした後直ちに返還する意思で持ち出したものであって、被告人には不法領得の意思がなかったものであるから、結局被告人は無罪であるという趣旨の主張をしているので、これらの点に関する当裁判所の判断を補足して説明する。**前掲の關係各証拠によれば、本件各犯行当時、予研抗生物質製剤室長 D の執務室の戸棚に在中した新薬製造承認申請に関する資料については、同室長が前任者の B から引継ぎを受けた分も含め全て D 室長の占有管理にかかるものであり、本件各資料もその一部であること、D 室長は、新薬の製造承認申請に関する資料の中には企業秘密にわたる部分もあると考えており、予研内部の者が研究等のために用いる場合を除き、それ以外特に外部の製薬会社関係者に対しては自己の占有管理する右資料の閲覧等を許さないという姿勢を日頃からとつていたことが認められ、これらの事情からすると、同室長も供述するとおり、被告人らの本件各資料の持出し行為は同室長の容認しないものであることは明らかである(なお、弁護人は、D 室長は本件各資料については本権に由らない単なる占有者にすぎないから、その意思を問題とすべきではない旨主張するが、D 室長が本件資料の正当な管理者であったことは疑いなく、そうであるとすれば、同室長が本件資料の外部への持出しを容認していたか否かは占有侵害の成否について決定的な要素となるものと言うべきである。)。本件において、被告人らは D 室長の右のような態度を知っていたため、右各資料を予研外に持ち出すことを目的として鈴木清において同室長が不在の時を見計らい同室長には無断で本件各資料を戸棚から取り出し、これを自己の支配下に置いたのであるから、この時点で D 室長の本件各資料に対する占有が侵害されたことは明らかである。そして、鈴木は、D 室長の不在時を見計らって予め定められた時間に製剤室を訪れた被告人に右各資料を直接手渡し、被告人はこれを A 化学本社に持ち帰ってコピーを作成した後、眼科用スルベニシリンナトリウムの資料については約一六時間後の翌朝に、塩酸バカンピシリン及び塩酸セフメノキシムの各資料については約七時間後の当日夕方にそれぞれ鈴木に返却し、同人は右各資料をそれぞれ D 室長の戸棚の元の場所へ戻したことも証拠上認められるのであって、右のような資料の利用状況や返却までの時間を見れば右占有侵害が実質的な違法性を具備していることも十分に肯認できるところである。次に、本件各資料の秘密性ないし経済的価値についてみるに、本件各資料に含まれているデータや論文等のうち公表されているものもかなりあることは被告人指摘のとおりであるが、例えば「日抗基以外の規格及び試験方法並びに設定理由」とか「概要」などのように公表されない部分もあり、製薬会

2. 事實概要

富山化學工業公司自 1960 年代起即著手開發抗生物質的新藥，然伴隨「日本抗生物質醫藥品基準」的修正，使得富山化學工業公司對於抗生物質新藥的製造承認申請，並無任何前例可循，且對於藥品審議之「日本抗生物質醫藥品基準」修正或為了新藥製造承認所進行的調查審議，幾乎毫無概念。1976 年前後，在富山化學工業公司擔任第二開發部長之被告 X，其業務內容係負責將他公司所開發之新藥導入自家生產成製品或就關於新藥開發進行情報蒐集，而面對富山化學工

社の中ではこれらの資料を秘文書扱いにしている例が多いこと、たとえ生のデータや論文が公表されている場合であっても、それらを網羅的に検索しその内容を仔細に検討したうえ、製造承認申請内の資料としてまとめ上げるまでには大変な労力と時間を必要とすること、特に資料中の「概要」の部分については各製薬会社ともその内容や編集方法に苦心しており、各社なりのノウハウ的な基準を有していることが証拠上認められるのであって、これらに加え、被告人自身捜査段階において本件各資料の有用性を肯定する詳細な供述をしており、同供述は右に述べたところや本件各資料のうち眼科用スルベニシリンナトリウムの資料については現実に A 化学四の開発委員会用の資料を作成する際に利用されたことなどに照らして十分合理的なものとして是認できることなどの事情を考慮すると、本件各資料は秘密性のほか有用性ないし経済的価値を十分有していたと認められる。そして、本件各資料の経済的価値がその具現化された情報の有用性、価値性に依存するものである以上、資料の内容をコピーしその情報を獲得しようとする意思は、権利者を排除し右資料を自己の物と同様にその経済的用法に従って利用する意思にほかならないと言うべきであるから、判示犯行の動機及び態様に照らし、被告人には不法領得の意思が存在したと認めるのが相当である。そうだとすると、被告人の本件行為については窃盗罪が成立するものと言わなければならない(なお、犯行の際に利用後は資料(原本)を返還する意思を有しておりかつ現実に返還されたとしても、それは不法領得の意思の存在に影響を及ぼすものではなく、そのことによって窃盗罪の成立が否定されるものではない)。以上のとおりであるから、弁護人の主張は採用しない。」「本件は、判示のとおり、製薬会社の部長の地位にあった被告人が、自社の医薬品の開発及びその製造承認取得の手続を可及的迅速かつ確実に行うため、予研の技官である鈴木清と共謀のうえ、同所に保管されていた他社の新薬製造承認申請用の資料ファイル合計三冊を窃取したという事案である。本件の背景として製薬業界においては熾烈な新薬開発競争があり、A 化学の新薬開発手続部門の責任者であった被告人としてもこれに巻き込まれざるをえなかつたという事情があつたとしても、不正な手段を用いて他社の新薬の開発研究の式果を入手することが許されないの言うまでもないことであつて、犯行の動機において特に酌量すべき事由は存しない。犯行の態様も、資料の管理者である D 室長の不在中をねらい、同じ室で勤務する鈴木が同室長の戸棚から資料を取り出して被告人に手渡し、そのコピーをとるのに利用した後は何事もなかつたように元に戻しておくという巧妙なものであり、かつ、被告人は、公務員である鈴木に対し届けや酒食の接待などを通じて取り入り、執拗に資料の持出しを働きかけていたものであつて、犯行後の証憑湮滅工作等をも考慮すると犯情は軽視できないものがある。また、本件は、国民の保健衛生に直接関わる医薬品製造メーカーの幹部が医薬品等に関する国の検定機関である予研の職員をも巻きこんで行つたという点において、医薬品及び国の薬事行政に対する国民の信頼をも損いかねないものである。以上の事情を考慮すると、被告人の刑責は決して軽いということとはできないが、本件においては中薬審に提出された新薬製造承認申請用の資料につき事後の処分、管理が徹底していなかつたという面もあること、被告人自身は本件犯行により直接私的な利益を得ているわけではないこと及び被告人にはこれまで前科前歴がなく、反省の情も十分窺えることなど、被告人に有利に酌むべき事情もあるので、これらの情状を総合勘案したうえ、被告人に対しては主文掲記の量刑が相当であると判断した。よつて、主文のとおり判決する。」、東京地方裁判所判決昭和 58 年(刑わ)第 3110 号(判例番号:L03980128)。

業公司所首度嘗試開發之新藥即「ペントシリン」，在草擬製造承認申請用資料之際，為了避免有所遺漏，遂希望取得他公司新藥製造承認申請用資料以為參考。因此，便透過從以前每逢節日便會送禮致意或招待用餐之「國立預防衛生研究所」抗生物質部抗生物質製劑室長兼藥品審議之抗菌性物質製劑調查會之委員B來借得B所保管其他公司新藥製造承認申請用資料中之有助於「ペントシリン」製造承認申請之部分，並加以拷貝、複寫；此外，即使是關於富山化學工業公司內其他新藥之開發，隨著開發研究的進展，被告X也會受自家公司內部研究員之委託，向B或擔任日本藥劑師會常務理事兼該會藥價基準收錄品目檢討特別委員會之委員C商借關於他公司醫藥品製造承認申請用資料，並加以拷貝、複寫以達成情報蒐集之任務。惟1980年4月起接任B而就任「國立預防衛生研究所」抗生物質部抗生物質製劑室長、並於同年5月成為藥品審議之抗菌性物質製劑調查會委員之D，就其交接自B所繼續保管之關於新藥製造承認申請資料，表明了不讓「國立預防衛生研究所」關係者以外之人閱覽的方針，即使是被告X想要再繼續取得這些資料，已變得不再可能。於是，被告X將目標轉向從以前即持續接受其招待用餐、目前為D屬下之厚生技官鈴木，企圖能誘使鈴木將D所保管之關於「日本抗生物質醫藥品基準」審議用之資料趁隙攜出、供其拷貝、複寫之，遂於1981年12月2日對鈴木提出配合攜出資料之要求，鈴木對於D保管該些資料之態度雖十分清楚，惟仍然接受了這個請託。鈴木即於同年月21日，在位於東京都品川區上大崎二丁目之「國立預防衛生研究所」抗生物質部抗生物質製劑室內，將D所保管、提供予抗菌性物質製劑調查會委員會進行調查審議之「眼科用スルベニシリンナトリウム」之製造承認申請用資料所集結成冊之檔案1冊從室長D所使用之書架上取出。甚且，1982年10月前後，富山化學工業公司總合研究所人員G，透過被告X之屬下進行委託，表示希望能取得H製藥公司所開發並已獲厚生大臣製造承認之抗生物質「塩酸バカンピシリン」之相關資料，及I藥品工業公司剛獲得厚生大臣製造承認之抗生物質「塩酸セフメノキシム」之相關資料，被告X遂於同年月28日再委託鈴木，嗣鈴木於同年12月19日，在「國立預防衛生研究所」抗生物質部抗生物質製劑室內，將D所保管、提供予抗菌性物質製劑調查會委員會進行調查審議之「塩酸バカンピシリン」「塩酸セフメノキシム」之各該製造承認申請用資料所集結成冊之檔案各1冊從室長D所使用之書架上取出。

3. 判決主文

X成立竊盜罪，有期徒刑8月，緩刑3年。

4. 判決解說

本件就將秘密資料擅自攜出之行為，肯認成立竊盜罪。本件遭竊取3冊資料

的經濟價值，依存於資訊的有用性及價值性。行為人將資料內容影印以獲得資訊之意思，不外乎即有排除權利者、將資料當作自己之物，進而依循其經濟用法加以利用之意，依此犯罪行為之動機及態樣，堪認被告X具不法所有之意圖，故認為成立竊盜罪。甚且，行為後雖有將利用後之資料原本返還之意，實際上即使也已返還，惟仍不影響不法所有意圖之存在，從而，無法否定竊盜罪之成立。

（五）新潟鐵工事件

1. 判決案號

東京地方裁判所昭和 60（1985）年 2 月 13 日判決〔昭和 58 年（わ）第 506 号〕⁴⁶

⁴⁶ 青山紘一，《企業秘密事件判決の総括》，一般財団法人・経済産業調査会，2016 年 4 月，29-31 頁；另節錄判決原文：「本件資料は、当時新潟鉄工の機密事項とされていたため、現に公表の予定はなかったけれども、将来機密が解除され、公表されることとなれば、当然新潟鉄工の名義で公表される性格のものであったと認められる。ただし、新潟鉄工においては新しいコンピューターシステムを開発するため、同社の技術開発部門に属する EDPS グループにその研究開発を命じ、同グループにおいては、これに所属する多数の技術者らが同社の勤務時間内に、同社の予算を使い、かつ、同社の職制上の指揮命令に従って、組織的に協同して研究開発の作業を行ったものであり、本件資料は、右 EDPS グループにおける組織的な共同作業の過程で作成された、いわゆるワーキングペーパーとも言えるものである。本件資料には多数の文書、図面等が含まれているが、右各資料の内容は、それぞれ、各資料の作成に先行する共同作業の成果を基礎とするとともに、将来の共同作業の基礎となり、またその過程で必要な修正等を加えられるべき性質のものである。以上のような本件資料の作成経過、性質等からすると、本件資料の内容は、全体として、新潟鉄工の会社組織の活動である前記共同作業によって産み出されたものと認められる。また、本件資料は、現に新潟鉄工においてファイルに分類整理の上保管し、もっぱら同社の業務のため使用していたものであり、同社は、これを企業秘密とし、各資料の作成者を含む全社員に対し本件資料の公表を禁止している状況にあった。以上のような事実を徴すると、本件資料は、仮に公表されるとすれば、当然新潟鉄工の名義で公表される性格のものであったと認められる。したがって、本件資料中の著作物と解しうる資料の著作者は、新潟鉄工であって、被告人甲野等ではないと解される。」、「(二) そこで検討するに、他人の物を一時的に持ち出した際、使用後返還する意思があったとしても、その間、所有権者を排除し、自己の所有物と同様にその経済的用法に従ってこれを利用し又は処分をする意図がある限り、不法領得の意思を認めることができると解されるところ、前記認定のとおり、被告人らが持ち出した本件資料は、新潟鉄工が多大な費用と長い期間をかけて開発したコンピューターシステムの機密資料であって、その内容自体に経済的価値があり、かつ、所有者である新潟鉄工以外の者が同社の許可なしにコピーすることは許されないものであるから、判示のとおり被告人等が同社の許可を受けずほしきままに本件資料をコピーする目的をもってこれを同社外に持ち出すにあたっては、その間、所有者である新潟鉄工を排除し、本件資料を自己の所有物と同様にその経済的用法に従って利用する意図があったと認められる。したがって、被告人らには不法領得の意思があったといわなければならない。二 詐欺未遂事件の犯意について弁護人は、被告人甲野及び同乙原は、石川島播磨に外販した CAD システムのソフトウェアの変更作業を同被告人らが新潟鉄工を退社した後に行おうと考え、右作業に要する費用を予算の先取りとして確保するために二、五〇〇万円を請求したのであるから、T・M・R に外注したこととして請求したのは架空ではあるものの、金員を騙取しようとする意図はなかった、と主張する。そこで検討するに、被告人甲野及び同乙原は、当公判廷において、右主張に沿う供述をしているところ、右各供述には、退社を企てている者が退社後に会社が行うべき仕

2. 事實概要

被告 A 是新潟鐵工所股份公司工程事業本部企業管理本部之企劃管理部代理部長，其有感於過去由其所負責販售之 CAD 電腦程式系統已為公司決定停止販售，加以其晉升為代理部長之後，已無法再親自參與電腦系統的開發，遂萌生了自行創業的念頭，於是其開始計畫性地招攬公司內的同事即被告 B、被告 C 等人加入其籌組中之公司，並也獲得被告 B、被告 C 等人的首肯。被告 A 考量即使創立新的公司，在開發出新的電腦系統供新公司販售之前，其必須要爭取到一定的時間及金錢，以維持新公司的營運，故其決定趁離職前將新潟鐵工所股份公司所已開發出之系統資料、電腦程式語言及下載模組均暗中加以拷貝。於是，被告 A 遂與擔任技術暨營業專員之被告 B、被告 C 基於共謀，合力將現由被告 B 所負責保管、內容涉及前由被告 A 及被告 B 所參與開發之電腦系統等企業秘密之檔案數十冊自新潟鐵工所股份公司內攜出，並加以拷貝。相關拷貝之資料，甚至不更換名稱，或僅稍稍調整其內容，即打算作為其新公司開發出新系統前之過渡性商品，以維持營運。被告 A 在離職前幾個月，與被告 B、被告 C 藉由行為之分擔，佯裝處理公司日常業務，令不知情之事務員將相關資料調出，或趁其他同事下班或假日之際，暗中將資料攜出公司，可謂係計畫性犯行。因此，截至 1982 年 8 月止，被告 A 數度將新潟鐵工所股份公司所開發之 CAD 電腦程式系統之設計圖、使用說明書及迴路圖等資料，攜出公司並加以拷貝，並在拷貝後迅速將資料歸回原位。這些資料都是新潟鐵工所股份公司花了十數年的時間，配置了 10 位、乃至於 30 位的員工，投入了大量的研究開發費，所開發出來的成果、結晶。而這些被攜出的資料當中，包含：電腦系統資料、電腦程式語言及下載模組等之主要內容，均係被告 A 先前所開發的，因此被告 A 身為相關技術開發的最高負責者，

事を自ら会社のために行おうと考えたという点、にもかかわらず、同被告人らも自認するように、上司にあらかじめ相談しようともせず、予算の先取りをする場合には事前に相談していたという企画管理部管理課にも無断で、金員の支払方を請求したという点、会社のための予算の先取りであるとしながら、請求した二、五〇〇万円は T・M・R を通じてプロテックに保管しておき、会社に戻すことなしに同被告人らがプロテックから受取るつもりであったという点など、不自然な点が極めて多い。しかも、楠本智敬の二月二六日付検察官調書によれば、石川島播磨への外販に伴うソフトウェアの変更作業の大半は、同被告人らが二、五〇〇万円の支払いを求める以前に被告人乙原、藤田等が行っていたことが認められ、右作業全体を外注するための予算二、五〇〇万円のすべてを残された作業のために先取りしたという同被告人らの前記供述は、右の客観的事実にも反しており、信用できない。他方、同被告人らは、捜査段階において、いずれも、右作業は既に被告人乙原と藤田が行っていたが、退社時に返済しなければならぬ被告人乙原と藤田の住宅資金等の借入金の返済資金及び新会社の運営資金とするために二、五〇〇万円を請求したと述べている(被告人甲野の二月二二・二三日付検察官調書及び被告人乙原の二月二〇日付検察官調書)ところ、右の各供述は、右作業の大半が終わっていたという前記の事実符合する上、証人長谷川及び同藤田の各証言並びに栗野及び藤田の各二月二四日付検察官調書にも裏付けられたものであつて信用することができるので、結局、弁護人の前記主張は採用できない。」、東京地方裁判所判決/昭和 58 年(刑わ)第 506 号(判例番号：L04030019)、本判決経上訴後、亦為二審所維持、東京高等裁判所判決/昭和 60 年(刑う)第 562 号(判例番号：L04020588)。

卻帶頭將這些資料攜出並拷貝，對新潟鐵工所股份公司造成極大的衝擊。所幸，在被告A等人向新潟鐵工所股份公司提出辭呈後未久，即馬上被公司發覺將資料攜出之情事，在還來不及將這些資料所承載之資訊利用於新公司之前，相關資料即遭搜索機關扣押。基此，被告A、被告B及被告C之犯行，尚未對新潟鐵工所股份公司造成實質上重大經濟損失。

3. 判決主文

A成立身分犯之共同正犯，因本身不具（業務持有之）身分關係，應論以普通侵占罪，有期徒刑2年6月，緩刑3年；B成立業務侵占罪之共同正犯，有期徒刑1年6月，緩刑3年；C成立身分犯之共同正犯，因本身不具（業務持有之）身分關係，應論以普通侵占罪，有期徒刑1年，緩刑2年。

4. 判決解說

本件關於新潟鐵工所股份公司所開發之電腦系統機密資料，被告A、被告B及被告C作為負責開發之技術責任者，將技術資料攜出公司，並於拷貝後，將資料原本回歸原位之此一行為，法院認為成立侵占、業務侵占等罪之未遂罪。

（六）綜合コンピューター事件

1. 判決案號

東京地方裁判所昭和60（1985）年3月6日判決〔昭和59年（わ）第2090号〕、同法院昭和60（1985）年3月20日判決〔昭和59年（わ）第2090号〕⁴⁷

⁴⁷ 青山紘一，《企業秘密事件判決の総括》，一般財団法人・経済産業調査会，2016年4月，32-35頁；另節錄判決原文：「本件犯行は、株式会社綜コンの社員である被告人兩名が、綜コンのサブディーラーである佐藤と共謀して、綜コンと営業内容が競合する新会社の設立を企て、コンピューターを販売するに際し、自ら独自のプログラムを開発するには多大な時間及び経費がかかるため、判示の如く株式会社綜コンが開発し同社の中心的財産でかつ、営業上の生命ともいえる本件オブジェクトプログラムをそのまま自己らの販売するコンピューターに入力したというものであり、極めて、計画的かつ悪質な犯罪であるといわざるを得ない。被告人兩名の犯行は、ソフトウェアの開発、販売を営業目的とする会社に勤務し、この種企業におけるソフトウェアの秘密性及び重要性を十分認識しながら、自己らの私的利益を図るため、被害会社の存立に重大な影響を及ぼしかねない行為に及んだものであり、ことに被告人前中においては、当時自ら同社営業課長の職にあるものでありながら、新会社のため、綜コンの社員の引き抜きやプログラムの複写変換等を画策するなどしており犯情は悪質である。右兩名の行為は自己の利益のため、他を省みない卑劣な犯行といえる。被告人関谷においても、前記営業上の財産ともいふべき本件オブジェクトプログラムを直接管理保管しているインストラクターとしての自己の任務の重大性を忘れ、本件犯行を敢行したものであり、その犯情の程度は、右前中に劣るものではない。被告人らの犯行は、コンピューターのソフトウェアじたいの保護に関する法的規制が未整備な中で関谷が任務に違背して同社が開発したソフトウェアを無断使

2. 事實概要

被告A任職於以開發、販售電腦軟體為營業項目之綜合電腦股份有限公司（東京都武藏野市），並擔任指導員，因綜合電腦股份有限公司專為讀賣新聞報紙販售業者開發出一套「讀賣新聞報紙訂戶管理系統」之電腦軟體，並將之儲存於磁碟片中，被告A即負責管理該磁碟片，並負責使用該磁碟片、替向綜合電腦股份有限公司購買或租借電腦硬體之各該讀賣新聞販售業者安裝前開軟體，並就電腦軟、硬體之操作進行技術指導，而就該軟體之安裝而言，其對象限於公司客戶，被告A就該磁碟片之管理及使用，負有忠實履行業務之義務。另被告B則於1982年7月進入綜合電腦股份有限公司，並自1983年4月起擔任該公司之營業課長，以提升該公司所經手電腦之用戶為主要業務。至被告C則係綜合電腦股份有限公司之下游特約販售商，長年來與綜合電腦股份有限公司之董事長已建立深厚情誼。惟被告C計畫創立一家與綜合電腦股份有限公司營業項目相同之新公司，並遊說被告B及被告C加入並獲得首肯。被告A、被告B及被告C即基於共謀，於1984年1月26日前後，在被告C位於東京都昭島市之處所，先由被告B及被告C與非屬綜合電腦股份有限公司客戶之讀賣新聞販賣業者宮田達成電腦硬體租借之協議，再由被告A負責使用前開磁碟片將系爭「讀賣新聞報紙訂戶管理系統」電腦軟體安裝於該部預計租借與宮田之電腦內，進而造成綜合電腦股份有限公司受有相當於系爭軟體安裝費用之損害（實則，綜合電腦股份有限公司自1983

用する形で敢行されたものであるが、犯行には模倣性もあり、十分な非難に値する行為である。他方で被告人関谷は本件犯行後、早期に自己の非を悔い、その後の捜査にも協力し、当公判廷でも改悔の情を表わしている。又、本件犯行によって直接私的利益を得ることもなかつたが、被害会社に対し被害弁償をし、その宥恕を得、同社に復職している。前科、前歴はない。被告人前中については、本件犯行に加担した動機と態様をみると極めて悪質な面が認められ、被害会社との示談も成立していない。しかし、当公判廷では、自己の罪責の重大性を後悔して改悔の情を示し、被害額について被害会社との間で争いがあるが、一応自己の主張する限度の金額を同社に送付しているほか、これまで、前科もないことなど有利な事情が認められる。その他諸般の事情を考慮した。よって、主文のとおり判決する。」、東京地方裁判所判決/昭和59年(刑わ)第2090号(判例番号:L04030038)、「本件犯行は、株式会社綜コンのサブディーラーであり、かつ同社代表取締役木藤らとも長年親交を結んでいる被告人が、同社社員である前中及び関谷と共謀して、同社と営業内容が競合する新会社の設立を企て、その設立資金を作るべく、株式会社綜コンが多大な経費と努力で作成した同社の中心的営業財産ともいえる本件オブジェクトプログラムを、自己らが独自に販売するコンピューターに入力して同社に多額の財産上の損害を加えた計画的、悪質な犯行である。ソフトウェア保護の法的規制が未整備な折、同社が開発したソフトウェアを無断使用する形で、インストラクターである関谷を巧みに誘い入れ、その結果、同社の企業としての存立にも重大な影響を及ぼしかねない損害を与えた犯行であり、その刑責は軽くなく、同様の業界内での犯行の模倣性も多分に考えられるところであり、十分な非難に値する行為といわなければならない。他方本件は、微妙にコンピューター機器販売会社間の利害対立が背景に存して誘発された犯罪である面も否定できないところ、被告人は、当公判廷においては自己の非を認め、改悔の情を示し、被害会社とは示談が成立し、その内容に添った損害金も大半弁済されているほか、被告人には前科もなく再犯の可能性は少ないと考えられること、その他諸般の事情を考慮した。よって、主文のとおり判決する。」、東京地方裁判所判決/昭和59年(刑わ)第2090号(判例番号:L04030055)。

年 8 月 31 日起至同年 12 月 24 日止之期間，共計售出安裝有系爭軟體之同型電腦 6 部，單就軟體安裝費用之部分，合計約日幣 170 萬餘元)。

3. 判決主文

A 成立背信罪之共同正犯，有期徒刑 1 年，緩刑 3 年；B 成立背信罪之共同正犯，有期徒刑 1 年，緩刑 3 年；C 成立背信罪身分犯之共同正犯，有期徒刑 1 月，緩刑 3 年。

4. 判決解說

本件係關於擅自使用電腦軟體而認為成立背信罪之判例。被告 A、被告 B 及被告 C 為籌組與綜合電腦股份有限公司競業之新公司，徒因自力開發新公司專屬新軟體將耗費龐大時間與經費，即擅自將綜合電腦股份有限公司所開發、作為其公司核心財產且堪謂為其營業命脈之系爭電腦軟體恣意地安裝於被告等人私下所販售之電腦內，實可謂係極其惡劣之計畫性犯罪。被告 A 及被告 B 既任職於綜合電腦股份有限公司，自十足認識到此類企業對於電腦軟體管理之秘密性及重要性，竟意圖為自己之利益，猶仍作出這種對被害公司存續可能招致重大影響的行為，尤其針對被告 B 而言，在案發時擔任營業課長之際，為了創立新公司，私下對綜合電腦股份有限公司之同事進行挖角行為，並策劃變更系爭電腦軟體儲存之拷貝方式，實惡性重大；至於就被告 A 而言，其身為直接管理堪屬營業上財產之系爭電腦軟體之指導員，卻忘了自己任務的重大性，猶執意涉犯本案，其惡性不亞於被告 B。

二、不正競爭防止法導入刑罰制裁以後

(一) 新日鐵住金事件

新日鐵住金 (NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL) 為日本一家大型鋼鐵公司，總部設於東京都千代田區，前身分別為新日本住鐵與住友金屬工業，在提升全球競爭力的考量下，兩家公司於 2012 年 10 月 1 日合併並改為現名。其主要競爭對手之一即韓國 POSCO 公司於 2005 年前後，爆發離職員工將公司內鋼板製造技術外洩予中國鋼鐵公司，因而在韓國遭逮捕、起訴之事件，嗣於 2008 年被判有罪確定。惟該被告於審理過程中供稱：遭其外洩至中國的製造技術，其實是日本新日鐵公司所擁有之技術，致使新日鐵住金極為震撼，並一解長年來的疑惑，亦即該公司向來保有顯著技術優勢之高機能「方向性電磁鋼板」於 2004 年前後突遭韓國 POSCO 公司趕上，新日鐵住金遂指控其公司內部相關營業機密應早已遭韓國 POSCO 公司所竊取，進而在東京地方裁判所對韓國 POSCO 公司提起民

事求償訴訟、歴時多年雙方終於在 2015 年 9 月底達成日幣 300 億元之和解協議，惟此案仍促成「不正競争防止法」於 2015 年進行修正，大幅擴大營業秘密的民、刑事保護範圍⁴⁸。

(二) ベネッセ事件

1. 判決案號

東京地方裁判所立川支部平成 28(2016)年 3 月 29 日判決〔平成 26 年(わ)第 872 号、平成 26 年(わ)第 971 号〕⁴⁹

⁴⁸ 新日鉄住金が韓国ポスコと 300 億円で「和解」した事情 氷山の一角の産業スパイに新法は抑止力になりうるのか，2015 年 11 月 6 日，<https://www.j-cast.com/2015/11/06249758.html?p=all>。

⁴⁹ 「本件の争点は，(1)被告人が複製，開示した顧客情報が，不正競争防止法における「営業秘密」に該当するか，より具体的には，営業秘密の要件の一つである「秘密として管理されている」といえるか(秘密管理性)，(2)被告人は，本件顧客情報の保有者または管理者である O 及び P に対して，営業秘密の管理に係る任務を負っていたといえるか，である。」、「O は，通信教育，模擬試験の実施等を業とする会社であり，通信教育講座「Q」や「R」などを展開し，通信教育市場において圧倒的なシェアを有する企業である。O の商品，サービス，マーケティングの強みは，誕生日別の顧客情報に基づいた，それぞれの年齢に適した商品構成や販促活動にあり，O にとって，顧客情報は，そのような強みを生み出す源泉として重要であり，毎年多額の費用をかけて取得，管理していた。P は，本件当時，O とともに O ホールディングスの子会社であり，主に O の各種システムの開発，運用，保守等を行う会社であった。」、「3.秘密管理性についての検討(1)不正競争防止法は，営業秘密として保護されるためには，当該情報が「秘密として管理されていること」(秘密管理性)，「事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること」，「公然と知られていないこと」を要すると規定する(同法 2 条 6 項)が，同法は，事業者の営業上の利益及び公正な競争秩序の維持を保護法益とし，その具体的規定の一環として，刑事罰等による営業秘密の保護を規定していることからすれば，前記のうち，秘密管理性の要件は，前記法益保護の観点から保護に値する情報を限定するとともに，当該情報を取り扱う従業者に刑事罰等の予測可能性を与えることを趣旨として設けられた要件であると解される。このことからすれば，前記要件のうち「秘密として管理されている」といえるためには，1.当該情報にアクセスできる者を制限するなど，当該情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられており，2.当該情報にアクセスした者につき，それが管理されている秘密情報であると客観的に認識することが可能であることを要する。もつとも，それを超えて，個人情報等の重要情報に関して議論されている，外部者による不正アクセス等の不正行為を念頭においた，可能な限り高度な対策を講じて情報の漏出を防止するといった高度な情報セキュリティ水準まで要するものとはいえない。」、「以上によれば，本件当時，O 及び P においては，本件顧客情報を管理する方法が，アクセスできる者を制限するなど，情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法であり，本件顧客情報にアクセスする者が，その情報が管理されている秘密情報であると客観的に認識可能であったことが認められる。よって，本件顧客情報については，秘密管理性の要件を充足しているというべきである。」、「また，O の企業活動において，顧客情報に基づく販促活動等の重要性は高く，その前提となる顧客情報は営業上極めて重要な情報であり，O は，顧客情報の取得，管理に毎年多額の費用を投資していたところ，本件各犯行の結果，約 2989 万件の顧客情報が複製され，そのうち 1,000 万件余りが流出しているのであって，本件各犯行の結果は誠に重大であるといえる。加えて，O の多くの顧客は，自己の個人情報の流出ということに不安を抱き，O は，本件犯行に対する対策費として約 200 億円もの金額を計上することを余儀なくされた上，厳しい社会的非難を受け，社会的信用を失墜させることとなったのであり，その結果，O 及び関連会社の事業活動や経営状態に甚大な悪影響を与える事態となっている。」、「そして，O は，本件各犯行により自社の顧客

2. 事實概要

被害人倍樂生公司（株式会社ベネッセコーポレーション（Benesse Corporation））係以經營函授教材為主之知名大企業，在臺北亦設有分公司，旗下函授教材包括以卡通人物「巧虎」為主角之巧連智月刊。被告自 2012 年 1 月起任職於倍樂生公司之子公司即「株式会社シンフォーム」（已於 2015 年 3 月解散），並配置在「顧客分析課」之部門擔任資訊工程師，就倍樂生公司自顧客端所取得之大量個人資料進而所建置之資料庫，負責維護並管理之。詎被告竟自 2013 年 12 月起，趁職務之便，使用公司所配發之個人電腦連結網路登入前開資料庫後，將資料庫內所儲存之顧客個人資料下載至其外接於前開個人電腦 USB 插槽上之私人智慧型行動電話內建硬碟內，再轉售予不知名之以販售個人資料牟利之掮客商。嗣於 2014 年 6 月起，倍樂生公司之顧客陸續發現渠等所提供予倍樂生公司之個人資料竟出現在其他公司所印製之業務傳單中，產生自身個人資料恐遭外洩之疑慮，進而向倍樂生公司客訴及反應，經倍樂生公司進行內部調查後，同年 7 月 9 日由社長親自召開記者會坦承至少有 2,070 萬件之顧客個人資料疑遭外洩，至此被告犯行始爆發之。而遭外洩之資料，包括各該顧客及其學齡子女之姓名、住所、電話號碼、性別及出生年月日等個人資料（下稱顧客資料）。

3. 判決主文

被告將顧客資料流出的行為，成立妨害營業秘密之罪責，諭知科處有期徒刑 3 年 6 月，併科罰金即日圓 300 萬元。

4. 判決解說

(1) 本件爭點

- ①顧客資料是否該當營業秘密？尤有甚者，顧客資料是否具備「秘密管理性」之要件？
- ②被告既係任職於「株式会社シンフォーム」，則其對系爭顧客資料之保有者即倍樂生公司是否負有營業秘密之管理義務？

(2) 判決理由

倍樂生公司在函授教材業界是具有壓倒性市場佔有率之企業，其為強化服務

情報が流出する被害に遭っており、被告人に対する処罰感情は厳しい。また、情報化社会の高度化が進む中、企業が保有する営業秘密情報等の重要性が増してきており、それが流出した際に企業が被る被害や影響にも大きいものがあることからすれば、この種事案に対する一般予防の必要性も無視できない。」，東京地方裁判所立川支部判決/平成 26 年（わ）第 872 号、平成 26 年（わ）第 971 号（判例番号：L07130649）。

及市佔率，向來均基於顧客之年齡別等個人資料來推出適合各該年齡層之教材商品及促銷活動，因此對倍樂生公司而言，顧客資料乃是企業強大之泉源。正因如此，其每年為取得、管理顧客資料均投入大量成本。

倍樂生公司為管理顧客資料所建置之資料庫，就內部儲存空間，亦加以劃分區域，計有「インポート層」、「DWH層」及「マート層」，「インポート層」之顧客資料經分析加工後，即存放至「DWH層」，至「インポート層」之顧客資料為利分析而經去識別化後，即另存放在「マート層」。

系爭顧客資料庫之登入，除使用公司所配發之個人電腦進行網路連結外，尚須鍵入帳號及密碼，帳號權限之發放對象，以業務上有登入顧客資料庫需求之從業者為限，並非擴及所有員工，其帳號權限類別計有個人用帳號及業務用帳號，後者係指同一帳號及密碼因業務性質所需而由複數從業者共用之情形。各該帳號之發放均有一定流程，須先經由從業者之直屬上司即課長判斷有無發放之必要性，再由課長之上司即部長認可後，始以部門名義向資訊單位即「インフラ部門」提出申請，「インフラ部門」同意發放後，亦須製作帳號使用者名冊並定期更新之，其他部門亦可使用此份名冊。而從業員獲發帳號後，其所屬部門課長必須製作要員計畫表、業務日報及 WBS 工程管理表，藉此掌握每位從業者使用業務帳號之連網情形。本件案發當時，員工總數 1,142 名之「株式会社シンフォーム」中，其獲配發帳號權限之從業者僅 165 名，其母公司即員工總數約 3,000 名之倍樂生公司中，僅有擔任系爭業務對應窗口之「IT 戰略部門」之 9 名從業者獲配發帳號權限，故總計約 174 名從業者取得登入系爭資料庫之帳號權限。其領有帳號之從業者，均須接受帳號使用須知之教示，於各該業務執行終了後，從業者再次使用帳號登入之際，須再度接受帳號使用須知之教示，其方式包括口頭或電子郵件寄送等方式。

在「株式会社シンフォーム」之公司內網上，則另儲存一被告所屬「顧客分析課」之共有資料夾，該資料夾內存放有系爭資料庫之連結暨登入方法、各該登入帳號等資訊，擔任本件資料庫開發作業之從業者於登入資料庫之際，均係利用此一共有資料夾內所存放之資料，而前開帳號使用須知等教示資料亦同時儲存在此共有資料夾內。案發當時，記錄顯示曾利用此一共有資料夾登入資料庫之從業者約有 74 名，其中 39 名為「顧客分析課」所屬之從業者，此些從業者本即已獲發帳號而經允諾為具有登入權限，故未獲發帳號而逕自利用前開共有資料夾登入資料庫者計有 35 名（即 74 減去 39）。惟一般而言，從業者使用公司所配發之個人電腦之所以能順利登入資料庫，除獲發帳號權限外，該用以連結網路登入帳號之個人電腦內尚須獲公司安裝特定之驅動軟體，而該 35 名員工中所使用、由公司配發之個人電腦，其安裝有該特定驅動軟體者，僅有 8 名。

本件發放予擔任系爭資料庫開發從業者之業務用帳號，自 2012 年 4 月發放起至本件被告著手為各該犯罪行為時止，該帳號之密碼超過 2 年以上均未經變更。

被告實際上班地點為「株式会社シンフォーム」之多摩事業所，關於該工作場所之設施管理措施，包括：上、下班之出入口、個人資料處理業務之執行空間或會議室等出入口，均設有刷卡進出管理機制，且進出時點均有紀錄，並永久保存之。另該事業所之相關出入口，亦均設有監視器。

無論是倍樂生公司或「株式会社シンフォーム」，在業務上均嚴禁使用私人電腦，對於每位從業者均配發經設定後之業務用個人電腦，並賦予個人 ID 帳號，且要求每 90 日必須更改一次帳號密碼，公司內網唯有使用該配發之業務用個人電腦始得進行內網連結，該業務用個人電腦除非業務上之需要，否則禁止攜出公司，通常以附有鎖匙之鏈條固定在各自之辦公桌。甚且，各該業務用個人電腦內均安裝有資訊安全軟體，以俾防止使用隨身碟、外接硬碟或所謂光碟機等外接式紀錄媒介來轉載儲存資料，惟多數智慧型手機機種卻未在此限制之列。此外，當從業者使用該業務用個人電腦之網路流量來到一定上限時，將立即以電子郵件通知該從業者之直屬長官並要求完成確認，然系爭資料庫截至本件案發時尚未正式啟用，故此一電子郵件確認功能斯時並未啟動。

至於針對來自外部網站之不正網路連結行為，倍樂生公司或「株式会社シンフォーム」均有委請資訊安全公司進行 24 小時之網路監控，且對於公司內網亦依照單位別架設防火牆。又為提供事後檢證之目的，其使用業務用個人電腦所進行包含系爭資料庫或其他網際網路之所有連結紀錄均永久保存之。「株式会社シンフォーム」在其公司內之「情報管理規程細則」中，將業務上所處理之資料區分為「マル秘」、「機密」及「社外秘」，關於機密，除明文規定資料處理者必須限於業務遂行目的之管理方法外，另於「情報資產管理基準」及基於前開細則所製作之「情報資產一覽表」中，均載明本件系爭資料庫中所集中存放之顧客資料屬機密資料之意旨。又倍樂生公司在所訂定之「文書・電磁的記錄管理規程」中明文將業務上所處理之資料加以區分，而依同規程所製作之「機密情報管理マニュアル」中，亦將顧客資料列為機密資料。此外，「株式会社シンフォーム」就倍樂生公司之顧客資料全數均以存放在資料庫內之形式保管之，資料本身並未標示「機密」字樣，另基於業務所需而以紙張輸出顧客資料時，亦未設定使紙面上出現「機密」字樣。

「株式会社シンフォーム」每年均以全體員工為對象，實施資訊安全講習，介紹顧客資料外洩之案例，告知禁止使用外接儲存媒介來轉載資料，為了喚起員工對於顧客資料及機密資料防止外洩之注意，針對講習內容均會實施測驗，並令

撰寫講習報告書，或令員工誓明就顧客資料及機密資料不向第三者提供或外洩，並令員工就誓約內容簽署同意書提交與公司。本件被告自在「株式会社シンフォーム」任職時起，每年均參與前開講習並撰寫講習報告書及簽署誓約同意書提交與公司。

「株式会社シンフォーム」就資訊安全之管理，每年均接受財團法人日本情報經濟社會推進協會派員進行實地審查，審查結果均獲認可其設施管理符合資訊安全之一定水準，並獲得認證（ISMS）。

三、小結—「資訊」作為犯罪客體之特性

觀前開一、所介紹之各該上世紀日本刑事司法判決，大抵即為 2003 年以前，立法者尚未將妨害營業秘密行為納入「不正競爭防止法」、進而導入刑罰制裁以前，日本刑事司法實務針對資訊・秘密為客體之行為事實所作成的代表性案例，個案行為事實彼此雖互有出入，然皆凸顯出資訊無體物與既有刑法構成要件間格格不入之窘境，加以各該判決作成當時之社會背景，正值資訊處理電腦化日趨普及的年代，承載資訊之媒介物正逐漸從紙本轉換成電腦硬碟・電磁紀錄，面對營業秘密侵害事件，「無形的秘密」之侵害蔚為大宗，既有刑法構成要件面對新型態秘密竊取手法之防堵，顯得步履蹣跚，日本各級法院在各該事件審理中，無不絞盡腦汁地在判決中堆砌法律適用的論理正當性，歷經各級法院在個案中累積可觀法律見解後，亦才促成日後特別刑法形式之不正競爭防止法中關於妨害營業秘密罪構成要件的盡可能完備。藉由觀察日本營業秘密法制化前、後之發展軌跡，自上世紀六〇年代起迄今，貫穿時代約 60 個年頭裡，過程中適可了解營業秘密本質上的資訊無體物特性讓它在整個法制化的進程上走得備極艱辛，而即使在法制化後的今日，也仍受制於此一特性造成個案偵辦上舉證的困難重重⁵⁰。而就資訊無體物之於普通刑法財產構成要件之適用疑義，約略歸納如下：

（一）資訊的非移轉性

資訊本身係無體物，故無法該當刑法竊盜罪之構成要件，惟能否該當刑法準竊盜罪之構成要件？亦即，如同電能、熱能般透過法律將資訊擬制為動產？讓它可以成為竊盜罪之保護客體？誠然，資訊與電能及熱能等相同，均係無體物，惟相較於電能、熱能會隨著使用而漸漸消耗，資訊卻非如此。向來，以刑法竊盜罪而言，無論是以有體動產或電能、熱能等無體財產物作為竊盜客體，均將造成被害人對其所有物失去占有，然而就資訊本身而言，被害人並不會因為他人不當得

⁵⁰ 除了資訊無體物特性之外，舉證困難的另一原因在於秘密概念的不確定性，山口厚，企業秘密の保護，《ジェリスト》，1986年1月，852号，52頁。

知資訊，而失去對資訊本身之持有⁵¹。是以，方謂資訊具有「非移轉性」之特性。從而，既與動產或準動產之性質有別，自難直接比照適用相同構成要件⁵²。

（二）不法所有意圖之欠缺

日本於 1984 年所爆發的「新藥產業事件」，關於記載著新藥開發機密情報的檔案夾遭無權限的職員恣意攜出，並交給他公司之人員在公司外之不明處所影印後，再迅速歸回被害公司之檔案庫。一審判決認定被告成立竊盜罪，其理由謂新藥開發機密記載於該檔案紙本中，則新藥開發機密之此一資訊與檔案紙本此一媒介物，應視為一整體作判斷，客觀上該新藥開發機密情報已被化身為該檔案紙本媒介物，而得視為有體物，進而該當刑法竊盜罪之客體，然就其財產價值而言，並非僅限於該檔案紙本本身之市價，主要仍應著重在其上所記載新藥開發機密情報所具有之價值。又被告雖僅將檔案一時攜出後隨即物歸原位，惟從影印檔案之目的而言，仍可認定其有將檔案紙本上所記載之新藥開發機密情報視為己有之意，而堪認被告有排除所有權而將本件檔案當作自己所有物加以使用、處分之意，即使其事後迅速歸還檔案，攜出期間亦未出於妨害所有權人利用之意，且亦未伴隨任何物理上之損耗，惟仍不得不認定被告具有不法所有意圖⁵³。復於 1985 年爆發「新潟鐵工事件」，被告雖任職於被害公司，然卻為了創立自己的新公司，而將自己業務上所保管之機密資料攜出。一審判決認定被告成立業務侵占罪，認為本件遭被告所攜出之資料係被害公司長期耗費龐大經費所開發之電腦系統機密資料，資料內容本身具有經濟價值，且非經身為資料所有者之被害公司許可，本件資料係不得影印的，而被告在未經被害公司許可下卻恣意出於影印本件資料之目的，而將之攜出公司外，則堪認在攜出期間，被告主觀上有排除所有者之利用而將本件資料視為自己所有物般加以利用之意圖，故應認定被告具有不法所有意圖⁵⁴。又就客觀上資料攜出之行為以觀，或可該當「竊取」或「易持有為所有」之要件，進而肯認成立竊盜罪或業務侵占罪，惟因被害公司對該資料影本並無返還請求權，故無法成立贓物罪。甚且，未伴隨資料攜出行為之單純利用秘密者，例如：見其他同事所保管之秘密資料被無意攤開在桌上時，趁機照相或抄寫筆記等行為，既無「攜出」外觀，自難肯認成立竊盜罪。針對此類未伴隨媒介物之秘密侵害態樣，日本學界有稱之為「無形的秘密」侵害者，就身為被害公司內部員工之加害行為者，即有可能成立背信罪，惟其成立範圍限縮於「為他人處理事務」之要件的該當，換言之，必須視該加害者員工有無被委以秘密管理的任務而定⁵⁵。

觀前開兩則上世紀八〇年代所作成之判決，可知日本法院針對以資訊無體物

⁵¹ 神山敏雄等編著，《新經濟刑法入門[第 2 版]》，成文堂，2013 年 7 月，389 頁。

⁵² 佐久間 修，秘密資料と財産罪，《判例タイムズ》，1987 年 7 月，633 号，25-29 頁。

⁵³ 「新藥産業スパイ事件」，東京地方裁判所判決/昭和 58（1983 年）（刑わ）第 3110 号。

⁵⁴ 「新潟鉄工事件」，東京地方裁判所判決/昭和 58（1983 年）（刑わ）第 506 号。

⁵⁵ 山口厚，企業秘密の保護，《ジェリスト》，1986 年 1 月，852 号，47 頁。

作為犯罪客體之案件，在論理上盡力地肯認其該當刑法財產法益專章相關構成要件之苦心，透過論理使資訊無體物得以符合「財物性」及「不法所有意圖」等構成要件。其論理方法並未直接將資訊本身視為財物，而是轉為以承載資訊之媒介物作為財物，惟當述及財產價值時，卻又回過頭來強調資訊本身之價值性，可以看出日本法院實務斯時處在面對制裁資訊犯罪之社會期待及資訊無體物特性造成法律適用扞格之兩難間的用心良苦⁵⁶。司法判決之結論，最終雖回應了社會期待，惟相關判決理由之說理，與向來實務均主張一時性使用竊盜欠缺不法所有意圖之一貫立場相悖，亦因此遭受學理批判⁵⁷。

（三）侵害整體利益之證明

針對資訊屬無體物之特性，過去日本司法實務透過將資訊與其載體媒介物應整體判斷之論述方式，來盡可能地使是類行為事實該當刑法竊盜或侵占等罪之構成要件，已如前述⁵⁸。而基於背信罪係一般性違背委任義務之構成要件屬性，則當以資訊為客體之行為事實無法該當侵占構成要件時，能否轉而論以背信罪責？就此，日本於 1967 年所爆發之「東洋レーヨン産業事件」，被告將自己任職公司關於人造絲製造技術之相關資料恣意攜出公司並影印，並於資料返還之同時將影印複本賣給其他公司，一審法院認定被告不成立背信罪，認為被告之賣卻行為僅是已成立之竊盜等罪之事後處分行為，並非事務處理之行為，應解為已逸脫事務處理之範圍⁵⁹。另 1984 年所爆發之「綜合コンピューター事件」，被告任職於開發及販售電腦軟體之公司，以從事為顧客安裝電腦軟體為業務，竟出於競業之目的，為他公司免費安裝軟體，一審判決認定被告成立背信罪，認為相當於安裝軟

⁵⁶ 無形的秘密是否可以視為財物？乃係可否適用刑法財產犯罪構成要件來加以論罪之前提問題，日本法院援以肯認其適用之法理基礎即係所謂的「管理可能性說」，其中以 1984 年爆發的「新藥産業事件」最具代表性，在此判決中針對何以無形秘密可以被視為財物，進而該當竊盜客體，判決理由從「管理可能性說」的角度切入，作出詳細的論述，其謂：承載著資訊的有體媒介物，其財產價值並非僅在脫離該資訊後之媒介物本身，而應該將資訊與媒介物結合後作整體性判斷，甚且其主要的價值所在，側重於媒介物所承載之資訊本身，其原文為：「情報の化体された媒体の財物性は、情報の切り離された媒体の素材だけについてではなく、情報と媒体が合体したものの全体について判断すべきであり、ただその財物としての価値は、主として媒体に化体された情報の価値に負うもの」；惟縱使日本司法實務及通說均採納「管理可能性說」作為論述基礎，然就秘密本質而言，原所有人未必會因秘密遭洩漏而失其占有，甚且，即便未經洩漏，他人仍然有可能透過自力開發及研究來取得秘密資訊之相同內容，況原所有人即使會因秘密遭洩漏而減少持有該資訊之經濟價值，惟雖如此仍難化解與有體財物間之本質差異，從而，「管理可能性說」仍遭受不少批判，佐久間 修，秘密資料と財産罪，《判例タイムズ》，1987 年 7 月，633 号，26 頁。

⁵⁷ 神山敏雄等編著，《新經濟刑法入門[第 2 版]》，成文堂，2013 年 7 月，391-392 頁。

⁵⁸ 論者甚有以為這種結合資訊與其載體媒介物來肯定其整體具有財產性的觀點，並非嶄新的論述，蓋如同票據、支票般，認定其價值時，並非僅評價其用以表彰債權之紙張素材本身而已，毋寧該紙本所表彰之債權額度亦被評價在內，佐久間 修，秘密資料と財産罪，《判例タイムズ》，1987 年 7 月，633 号，26 頁。

⁵⁹ 「東洋レーヨン事件」，神戶地方裁判所判決昭和 42（1967）年（刑わ）第 1503、1573、1589、1622 及 1677 号。

體費用之數額即可該當於被害公司所受之財產上損害⁶⁰。就此，論理上即有基於此些司法個案之結論進一步分析認為，以資訊作為犯罪客體者，當無法透過媒介物或因欠缺不法所有意圖以致無法構成竊盜或侵占罪者，雖有可能轉而成立背信罪，然背信罪係以行為主體具「為他人處理事務」身為限，甚且亦以證明對被害人整體財產造成損害為要，故雖曰背信罪係一般性違背委任義務之構成要件，惟仍有其界限⁶¹。實則，此 2 件判決在適用法律方面，對於背信罪的該當與否異其結論，其原因在於個案事實有一重大差異，亦即在「東洋レーヨン産業事件」中，被告所掌管之資訊是不被允許攜出公司的，反觀在「綜合コンピューター事件」中，被告所掌管之資訊（即被害公司所研發出關於讀賣新聞販賣商店之客戶讀者管理系統之電腦程式）雖限於為公司業務之目的始得將該程式安裝在特定客戶端之電腦硬體內，惟原則上並不禁止管理該程式軟體之被告攜帶回家，是以，基於這點事實上的出入，即影響到法律適用的評價，在「東洋レーヨン産業事件」中，光被告將資訊攜出公司的行為即足以該當竊盜或侵占等罪之構成要件，則其後進一步將資訊洩漏出去的行為，都只是前開罪名既遂後的事後處理行為罷了，被認為已經逸脫原先受託任務的範圍，然在「綜合コンピューター事件」中，被告攜出資訊的行為原本即被容許，到此為止難謂有犯罪問題，只能針對後續其將程式安裝在非被害公司客戶端電腦之行為加以追究，此際所謂「程式安裝」方是犯罪行為的著手，而既屬行為時之階段，即被認為涉及「任務違背」，進而方以背信罪論處⁶²。

⁶⁰ 「綜合コンピューター事件」，東京地方裁判所判決/昭和 59（1984）年（刑わ）第 2090 号。

⁶¹ 神山敏雄等編著，《新經濟刑法入門[第 2 版]》，成文堂，2013 年 7 月，392 頁。

⁶² 能勢弘之，下級審時の判例・コンピューター・ソフトの盗用と背任罪の成否，《ジェリリスト》，1985 年 8 月，842 号，119 頁；而針對秘密資訊的洩漏行為是否該當背信罪之看法，學理上仍有認為實失之嚴格者，佐久間 修，秘密資料と財産罪，《判例タイムズ》，1987 年 7 月，633 号，28 頁。

第四章 偵辦營業秘密案件之前提認知

目 次

- 一、「營業秘密・資訊・無體物」等概念掌握
- 二、智慧財產體系之觀念具備
- 三、培養國際性視野以拉高偵辦視野

藉由前章日本相關營業秘密判決內容之啟發，體悟出欲掌握「營業秘密」之概念，果若對「無體物」之概念一知半解，自難克竟全功。易言之，在前章所介紹的相關判決，雖均涉及企業秘密之不正取得、使用或開示，惟其判決理由之堆砌之所以費盡思量，根源於資訊・無體物本質的虛無飄渺，於斯時卻又不得不硬使其穿上原針對「有體物」所量身定做之外衣即普通刑法財產犯罪構成要件，其結果顯不合身自是理所當然。而此一宿命，並非「營業秘密」所獨有⁶³，可謂具無體物本質之各式智慧財產權利均會遭遇相同問題。從而，欲揭開「營業秘密」之神秘面紗，自必須先對「無體物・無體財產權」之概念有所掌握，甚且，對於智慧財產法制也必須有基本認知。

一、「營業秘密・資訊・無體物」等概念掌握

日本「不正競爭防止法」第2條第6項規定：「本法所稱『營業秘密』係指作為秘密而被管理之生產方法、販賣方法及其他對於企業活動有用之技術上或營業上之非公知之資訊」⁶⁴。我國營業秘密法第2條亦規定：「本法所稱營業秘密，係指方法、技術、製程、配方、程式、設計或其他可用於生產、銷售或經營之資訊，而符合左列要件者：一、非一般涉及該類資訊之人所知者。二、因其秘密性而具有實際或潛在之經濟價值者。三、所有人已採取合理之保密措施者。」是以，「營業秘密」本質上即係「資訊」，其內涵所稱之對於企業活動有用之技術上或

⁶³ 實則，動產以外之標的能否適用普通刑法財產犯罪構成要件（如：竊盜罪等）之爭議，並非由「營業秘密」首開先河，早先諸如「冷氣」、「電磁紀錄」等標的都已陸續被討論過（牧野英一，論無體物の窃盜罪，《法令月刊》，1958年3月，9卷3期，14-15頁、蔡蕙芳，電磁紀錄無權取得行為之刑法規範，《中正法學集刊》，2003年7月，13期，97-196頁），最終要嘛如前者般直接訂定法律將「冷氣」所由生之「電能」視為「準動產」而肯認其適用，要嘛如後者般另闢新構成要件（如：妨害電腦使用專章）保護之。惟細究「電能」與「電磁紀錄」，就其物之屬性而言，尚有所殊。「電能」屬一經使用即持續消耗，尚可勉強符合普通刑法財產犯罪構成要件之「移轉性」要求；反之，「電磁紀錄」即使經使用仍不會消耗，反具有「可複製性」；兩者可說具有本質上之不同。

⁶⁴ 日本不正競爭防止法第2條第6項：「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。」

營業上之非公知之方法、技術、製程、配方、程式或設計等資訊，通常可指獨家之發想、創意、竅門（眉角）、配方、秘方或秘訣等，實則均源自人類「精神創作」，故具有「無體財產」之性質，並應劃歸「智慧財產」範疇。從而，思考「營業秘密」之被害樣貌，或可從智慧財產權所授與權利主體之「專屬性使用」、「排他性使用」權能獲得若干啟發。例如：在動產失竊之場合，動產所有人因其動產失竊而失其占有，此時即可謂法益遭受侵害；而在「營業秘密」遭竊之場合，「營業秘密」所有人雖未因此喪失系爭資訊之持有，惟此種未經權利主體同意或授權之資訊不正取得行為，將使「營業秘密」所有人很難維持對資訊專屬性使用之地位，其排他性使用之地位亦有遭架空之虞，則雖仍繼續持有資訊，然可認法益已受侵害⁶⁵。從而，適足呼應營業秘密保護之目的在於「競爭優勢的維持」等法益⁶⁶。是以，藉由掌握「無體財產」之概念後，再回過頭來檢視妨害營業秘密罪之構成要件，自然更能理解各該要件之所由設。

二、智慧財產體系之觀念具備

承前所述，「營業秘密」本質上應劃歸「智慧財產」範疇。而在偵辦營業秘密案件時，首當其衝的問題便是：告訴人所主張之資訊內容到底可不可以算是「營業秘密」？不僅前開法條針對「營業秘密」所定義之基準甚為抽象，在日本與「營業秘密」相類之其他概念（諸如：「know-how」、「trade secret」及「企業秘密」）是否亦係「營業秘密」？或有所不同？⁶⁷就此，日本更有學者提出下列圖表加以說明者。亦即認為企業內部有諸多資訊，大抵可區分為秘密資訊及非秘密資訊，前者曰「企業秘密」，後者曰「非企業秘密」。而「企業秘密」非盡屬「營業秘密」，惟若納入「營業秘密」之範疇者，即受刑罰之保障。其非屬「營業秘密」範疇之「企業秘密」，雖未受刑罰保障，然猶可透過民事救濟加以主張。從而，侵害「企業秘密」之行為，均可認定係不法行為之範疇。

⁶⁵ 蔡蕙芳，電磁紀錄無權取得行為之刑法規範，《中正法學集刊》，2003年7月，13期，116-118頁。

⁶⁶ 關於營業秘密犯罪之保護法益究竟為何？日本學界有不同論述，有認為係為強化國家產業競爭力，將此一具有財產價值之營業秘密定位為競爭力之關鍵，進而導入刑罰保護，神山敏雄等編著，《新經濟刑法入門[第2版]》，成文堂，2013年7月，393頁；亦有認為妨害營業秘密罪並非在保護「公正的競爭秩序」甚或「競爭秩序的維持」，而實乃專為保障個人法益而設之構成要件，所謂競爭秩序的保護毋寧只是針對個人法益保護下之反射效果，至所稱個人法益之內容，並非單純指持有營業秘密之財產價值，而應係指援以作為競爭之財產價值而言，一原 亜貴子，營業秘密侵害罪の保護法益，《商學討究》，2009年3月，59卷4號，195頁。

⁶⁷ 即使在我國，針對「工商秘密」與「營業秘密」是否異同？亦有所爭辯，尚有認為刑法第317條之「工商秘密」不以具有經濟價值為必要，蔡秋明，違反營業秘密法案件之刑事責任推定—以美國違反經濟間諜法案件之相關判決為借鑑，《檢察新論》，2016年1月，19期，148頁。

【図表】企業秘密の構成とその保護・手段の対応関係⁶⁸

企業情報トータル		
非秘密情報	秘密情報	
非企業秘密	企業秘密	
	その他の企業秘密	営業秘密
		不正競争行為の対象 (刑事罰則の対象)
秘密保持契約の対象外		秘密保持契約の対象
自由な利用可	不法行為の対象	

惟就本文作者之觀察，在不正競爭防止法導入刑罰制裁以前，就相關企業內部資訊遭不正取得、使用或開示等相關日本刑事司法判決，大多以「企業秘密」判決稱之，自 2003 年不正競爭防止法導入刑罰制裁以降，則多正名為「營業秘密」判決。依此時間點劃分，雖前後各該判決所援以論罪之法條不同，惟觀其秘密內容本身，在性質上或要件上並無顯著不同，是以，就資訊內容而言，似無強加區分「營業秘密」及「企業秘密」之實益。

又觀諸前章所介紹之ベネッセ事件，就系爭顧客名單何以肯認屬營業秘密乙節，其泰半判決理由均聚焦於「合理保密措施」要件之論述，至該顧客名單內容究竟有何具備「獨立經濟價值」要件者，並未多所著墨，僅簡單述及：「倍樂生公司在函授教材業界是具有壓倒性市場佔有率之企業，其為強化服務及市佔率，向來均基於顧客之年齡別等個人資料來推出適合各該年齡層之教材商品及促銷活動，因此對倍樂生公司而言，顧客資料乃是企業強大之泉源，正因如此，其每年為取得、管理顧客資料均投入大量成本」等語後，即行肯認該資訊具有經濟價值，並即進入「合理保密措施」要件之論證。對照我國法院之判決，同樣係針對顧客名單，雖認為：「若僅表明名稱、地址、連絡方式之客戶名單，可於市場上或專業領域內依一定方式查詢而得，且無涉及其他類如客戶之喜好、特殊需求、相關背景、內部連絡及決策名單等經整理、分析之資訊，即難認有何秘密性及經濟價值（最高法院 99 年度臺上字第 2425 號民事判決意旨參照），基此反面推論，系爭顧客名單若係經整理、分析之資訊，即可認有秘密性及經濟價值，惟該經濟價值所指為何？如何計算、認定？則未明確述及。就此觀察，我國及日本就系爭資訊內容何以具有經濟價值而堪認係「營業秘密」乙節，似乎不約而同地均採取寬鬆認定之立場，而將判斷重點置於認定被害人或告訴人於被害前是否有確實踐行「合理保密措施」之要件。本文認為此一判斷模式適足驗證「營業秘密 = 智慧財產 + 秘密性」之組成結構。蓋無論就前開日本ベネッセ事件判決所謂之「向來均基於顧客之年齡別等個人資料來推出適合各該年齡層之教材商品及促銷活動」、抑或是前開我國最高法院判決所謂之「未經整理、分析之資訊，即難認有何秘密

⁶⁸ 結城哲彦，《營業秘密の管理と保護》，成文堂，2015 年 12 月，8 頁。

性及經濟價值」等語，與其說係在認定「經濟價值·財產性」，倒不如說在彰顯系爭資訊內容之「智慧性」。又此一因具有「智慧性」而得以創造、維持競爭優勢、進而獲取經濟價值之資訊，若遭以不正方法取得、使用或開示者，被害人是否值得保護實取決於其是否善盡「合理保密措施」而定，就此與為保障隱私權所構築之「合理隱私期待」要件似有異曲同工之妙，在在彰顯「秘密性」之特質。

另就「營業秘密」與「專利」等智慧財產權間之關係，向來均被認為智慧財產所有人得自主選擇對其有利之保護途徑⁶⁹，惟相較於專利權、商標權及著作權均屬註冊登記型之「產業財產權」，其各該智慧財產標的之範圍雖然狹小，但具有絕對的效力；而「營業秘密」所保護的既以未申請註冊登記者為主，故包含的範圍較廣，但僅具有相對的效力。佐以，臺日司法實務針對系爭資訊是否屬於「營業秘密」之判斷既採寬認立場，已如前述；從而，面對營業秘密案件之偵辦，似無須設下過高之技術門檻來嚴格限縮「營業秘密」之範圍，果若系爭資訊確有獨到之處而堪認具有一定「智慧性」，並可透過非公開的方式來換取獨家商機，均應肯認得納入「營業秘密」之範疇。在智慧財產保護之大傘下，有別於「專利」、「商標」及「著作」等概念，實不妨將「營業秘密」比擬為一概括性之智慧財產保護機制⁷⁰，惟雖如此，仍須具備其他營業秘密保護要件，自不待言。

三、培養國際性視野以拉高偵辦視角

營業秘密保護議題之背後，實牽涉國家、企業彼此間之角力。冷戰結束前，國力等同軍力，其後歷經美、俄間之太空競賽後，後冷戰時代起，經濟、科技蓬勃發展，經濟力與軍力並駕齊驅，同樣左右著國力。國際強權間，間諜活動不再侷限於刺探軍機，商業機密之刺探、竊取已屢見不鮮⁷¹。現今美中貿易戰持續不斷引爆，美方聲稱對於中國不斷地竊取美方商業機密的行為已忍無可忍⁷²，營業

⁶⁹ 蔡秋明，違反營業秘密法案件之刑事責任推定—以美國違反經濟間諜法案件之相關判決為借鑑，《檢察新論》，2016年1月，19期，151頁。惟日本學界就此之討論亦有所爭辯，有認為保護營業秘密將與專利制度產生矛盾，亦即專利制度是為了技術發展之目的，引導企業將技術內容公開，藉此換得一定期間內之技術獨占性保護之權利，相反地，營業秘密的保護制度，則是賦予秘密主體無限期的保護，如此一來形同否定專利制度之存在意義；就此，反駁意見認為，營業秘密未必是無限期的保護，蓋畢竟營業秘密的本身，通常在數年後將面對陳腐化的問題，而企業所獨占的秘密，亦未必全部都受到專利制度的保護，因此不應以專利制度既已存在，作為否定營業秘密保護之理由，山口厚，企業秘密の保護，《ジェリリスト》，1986年1月，852号，50頁。

⁷⁰ 實則，論者觀察我國偵查實務就營業秘密案件之偵辦現況後，得出：我國營業秘密法之刑責規定實施未久，偵查機關對於營業秘密法之立法目的，容或未必有深入之體會，以致對於營業秘密及其侵害行為之認定，所採取之標準往往過於嚴苛之心得，蔡秋明，違反營業秘密法案件之刑事責任推定—以美國違反經濟間諜法案件之相關判決為借鑑，《檢察新論》，2016年1月，19期，168頁。

⁷¹ 林志潔，美國聯邦經濟間諜法之回顧與展望—兼論我國營業秘密法之刑罰化，《科技法學評論》，2016年5月，13卷1期，6-7頁。

⁷² 「．．．。損失更大的，是透過網路駭客等手段進行商業機密的竊取。美國在2015年損失估計在1800億美元到5400億美元之間，其中一大部分要歸咎中國。」，【美中貿易戰的關鍵引爆

秘密保護之議題順勢成為當代顯學。加以現今稍具規模之公司多兼具跨國性企業之色彩，人才在國際間流動已成趨勢，則妨害營業秘密罪之發生場域涉及境外者漸成大宗，佐以資訊數位化時代來臨，透過網路連結來竊取營業秘密之手法易如反掌，純屬境內犯罪之營業秘密案件恐越趨減少。是以，面對營業秘密案件之偵辦，勢必要建立更宏觀之國際性視野，並拉高事證掌握之視野，以免迷失在跨國企業間爾虞我詐的角力叢林裡。

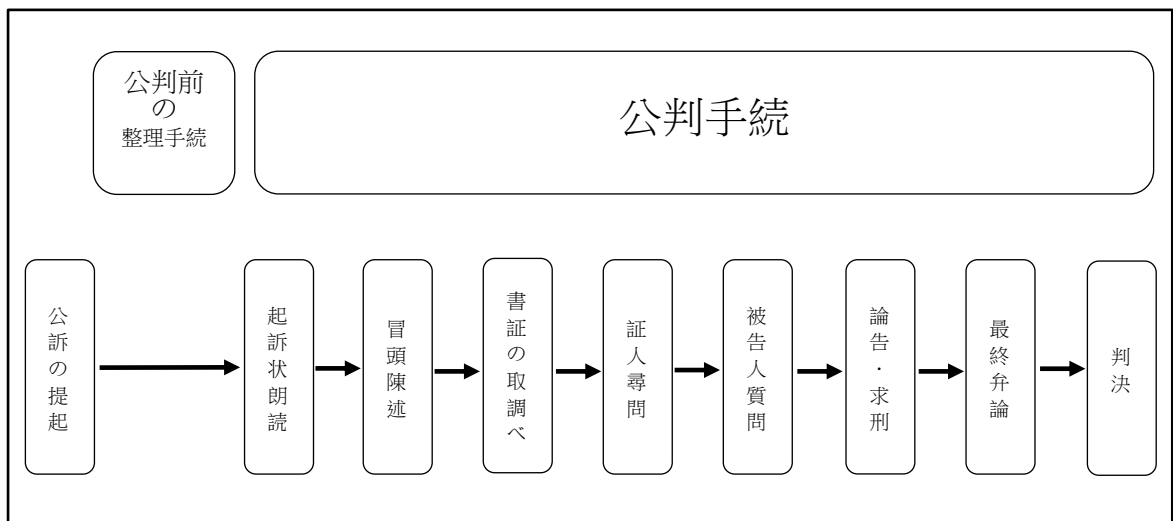
點（上）】智慧財產被偷光光 美國終於忍無可忍，《鏡週刊》，2018 年 11 月 20 日，<https://tw.news.yahoo.com/美中貿易戰的關鍵引爆點-上-智慧財產被偷光光-美國終於忍無可忍-224155202.html>。

第五章 日本營業秘密案件之特別程序規定

目 次

- 一、日本一般刑事審理程序
- 二、「秘匿措置制度」之介紹

一、日本一般刑事審理程序



日本刑事訴訟關於經檢察官提起公訴而繫屬於法院後至作成一審判決前之一般程序，係規定於日本刑事訴訟法⁷³第 271 條至同法第 350 條，類如我國刑事訴訟法第 271 條至同法第 343 條等規定。而就審判公開原則而言，相較於我國係規定於法院組織法第 86 條之法律位階，日本則於憲法第 82 條明白揭櫫之⁷⁴。惟針對營業秘密侵害案件之審理，為免公開審理對被害人造成二度加害，日本於平成 23（2011）年修正不正競爭防止法時，於同法第六章「刑事訴訟程序之特例」之第 23 至 25 條增訂了「秘匿措置制度」⁷⁵。

⁷³ 昭和 23（1948）年法律第 131 號。

⁷⁴ 日本現行憲法（昭和 21（1946）年制定）第 82 條規定：「裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。」

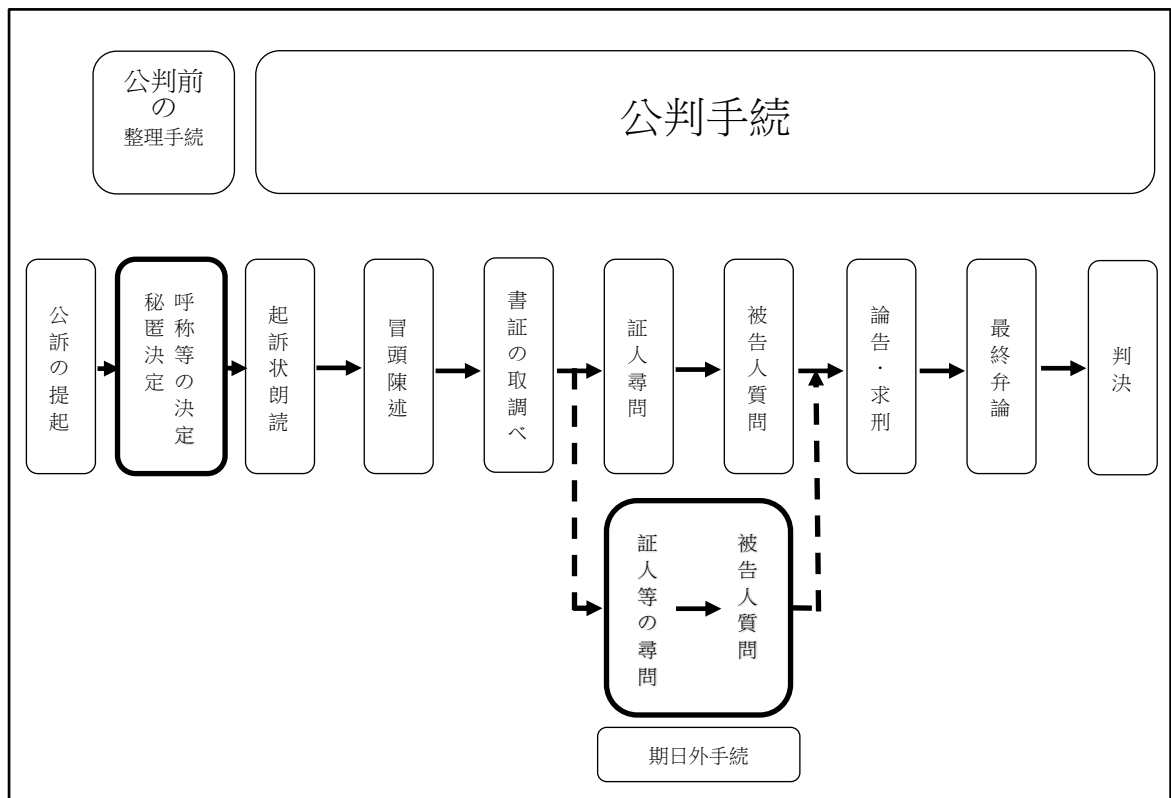
⁷⁵ 日本不正競爭防止法第 23 條（營業秘密の秘匿決定等）規定：「裁判所は、第二十一条第一項、第三項若しくは第四項の罪又は前条第一項（第三号を除く。）の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る營業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させる

こととなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。」、同法第24条（起訴状の朗読方法の特例）規定：「秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。」、同法第25条（尋問等の制限）規定：「裁判長は、秘匿決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様とする。刑事訴訟法第二百九十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。」、同法第26条（公判期日外の証人尋問等）規定：「裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。刑事訴訟法第一百五十七条第一項及び第二項、第一百五十八条第二項及び第三項、第一百五十九条第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四条並びに第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第一百五十七条第一項、第一百五十八条第三項及び第一百五十九条第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第一百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び搜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被

二、「秘匿措置制度」之介紹

所謂「秘匿措置制度」，意指在涉及妨害營業秘密罪之刑事訴訟程序中，為了適切地保護營業秘密不被公開所設立的制度。亦即被害人或其法定代理人、或所委任之律師就構成系爭營業秘密之全部或一部資訊不欲在法庭公開時，得在審理前之準備程序中或審理後之再開準備程序中，預先向檢察官表明此一意旨，此時檢察官即應檢附理由通知法院，法院於聽取被告或辯護人之意見後，認為有理由時，得在此範圍內作成系爭資訊在法庭不公開之秘匿決定。而依此秘匿決定得以在法庭不被公開之資訊（亦即營業秘密），就得以特定系爭資訊之全部或一部之事項（即ち營業秘密構成情報特定事項），得作成以代號稱呼之決定。

告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。」、同法第 27 條（尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令）規定：「裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。」、同法第 28 條（証拠書類の朗読方法の特例）規定：「秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。」、同法第 29 條（公判前整理手続等における決定）規定：「次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。」、同法第 30 條（証拠開示の際の營業秘密の秘匿要請）規定：「検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する營業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該營業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。」及同法第 31 條（最高裁判所規則への委任）規定：「この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。」。



在作成秘匿決定之場合，檢察官朗讀起訴要旨時，就前開得以特定系爭資訊之全部或一部之事項係以代號稱呼之，故檢察官應向被告出示起訴書。又在作成秘匿決定之場合，審判長認對訴訟關係人之訊問或其陳述有觸及得以特定系爭資訊之全部或一部之事項時，除認有對犯罪證明產生重大障礙之虞或有對被告防禦權產生實質不利益之虞者外，得限制其訊問或陳述。而對被告之訊問或其陳述者，亦同。甚且，在作成秘匿決定之場合，法院對於證人、鑑定人、通譯證人或翻譯證人進行訊問、或被告自願性之陳述，於聽取檢察官、被告或辯護人之意見後，認其各該訊問或陳述之內容將涉及得以特定系爭資訊之全部或一部之事項，且為防止對被告或第三人之事業活動產生顯著障礙之虞者，得在期日外進行對該等證人或被告之訊問。實則，在日本一般刑事訴訟案件之審理，約莫 3 個月可以終結，惟此尚涉及被告認罪與否、案件複雜性或爭點質量等因素，歷經相當長時間審理始能終結之情況亦有之。而就妨害營業秘密案件而言，在作成前開秘匿決定之場合，從逮捕犯嫌到作成第一審判決為止，大多必須歷經 2 年以上⁷⁶。

⁷⁶ 五十嵐 敦等編著，《Q&A 營業秘密をめぐる実務論点》，中央經濟社，2016 年 9 月，282 頁；另關於日本不正競防防止法關於營業秘密保護之特別刑事程序規範之中文文獻介紹，可參閱林明誼，日本法制對於營業秘密之保護，《檢協會訊》，2017 年 11 月，113 期，11-14 頁。

第六章 結論

日本營業秘密保護制度堪稱完備，行政、立法及司法等三權各司其職，設於首相官邸組織內之「知的財產戰略本部」因應時局，不斷地推出最新「知的財產推進計畫」，供經濟產業省擬定政策加以執行，同時督促國會持續檢討、修正「不正競爭防止法」等相關法制，另經濟產業省為引導企業落實內部營業秘密管理機制，亦持續推出最新版本的「營業秘密管理指針」，對於艱澀難懂之法律條文，亦配合「不正競爭防止法」各次修正時點，同步推出類如營業秘密保護懶人包的淺顯圖表說明上傳至官方網站，使企業或一般民眾、甚或專業法律從業人員皆可透過點閱網頁來簡便了解營業秘密保護制度的梗概。誠然，透過強化營業秘密保護意識，確有助於降低營業秘密不法行為之發生率。又縱令不幸發生是類案件，被害企業亦較有能力協助蒐證。本於預防重於制裁的概念，當前我國欲落實營業秘密之保護，單靠司法機關待個案發生後再啟動訴追恐力有未逮，對比日本之作法，實值我國行政部門借鏡之。

其次，藉由日本在「不正競爭防止法」納入妨害營業秘密罪責之前的老判決內容，發現「營業秘密」面紗下那似曾相識的容顏即「無體財產權」。面對妨害營業秘密案件之偵辦，若未掌握好「無體財產權」之概念，恐難通透理解「營業秘密」之內涵及相關要件規定。從而，欲研究現行日本營業秘密法制，尚不能略過上世紀關於「企業秘密事件」之相關判決。同理，我國司法實務在營業秘密法制定前，就是類案件所作成之相關判決，理應有豐富素材值得參考。

再者，「營業秘密」亦屬「智慧財產」之一，面對妨害營業秘密案件之偵辦，若對「智慧財產權」之領域欠缺基本認知，恐難精確掌握「營業秘密」之內涵及相關要件規定。「營業秘密」向來被認定必須具備三大要件：「經濟價值性」、「非週知性」及「合理保密措施」，惟何謂「經濟價值性」？似乎未有明確之定義或標準。本文以為系爭營業秘密之所以具有潛在商機，乃係出於該秘密內容具有一種能使秘密保有者取得市場競爭優勢的獨到之處，而其獨到之原因與其著眼於「經濟價值」，不如說是源自於「智慧性」。是以，就「營業秘密」之三大要件而言，不妨轉而理解為：「智慧性」、「非週知性」及「合理保密措施」。另就「營業秘密」之界定而言，從智慧財產法之全體系觀之，實無需過於嚴苛，不妨將「營業秘密」大膽理解為智慧財產之概括性概念，無論是高科技產業之製程技術或傳統小吃行業之獨門醬汁（例如：一子相伝の「秘伝のうなぎのたれ」や老舗料亭における「隠し味」など），只要其秘密資訊之內容在競爭優勢方面有其獨到之處，而得彰顯一定「智慧性」，均宜寬認屬「營業秘密」。從而，能否主張受營業秘密保護之關鍵要件反而係「合理保密措施」；而「合理保密措施」之於「營業秘密」之保護功能，實可類比「合理隱私期待」之於「隱私權·個人資訊自決」

之保護功能般，加以理解之。最後必須提醒，偵辦營業秘密案件必須跳脫一般格局，建議盡可能地培養國際性視野以拉高偵辦視角，以俾司法公權力之行使不致淪為有心人士遂行私欲之手段。